

令和2年葛巻町議会7月定例会議 会議録（第2号）

令和2年7月6日（月）

午前10時 開 議

【再 開】

【 会議録署名議員の指名 】
日程第1 会議録署名議員の指名	

【一般質問】

日程第2 一般質問

(1) 2番 遠藤裕樹君
(1) 新型コロナウイルスについての現況とその対策への評価 及び今後の見通し（アフターコロナ含む）について	
(2) 葛巻型DMOの現状と今後の進め方について	
(3) 保育所の老朽化（建物・設備・遊具等）と幼児保育への 取り組みについて	
(2) 5番 柴田勇雄君 12
(1) 新型コロナウイルス感染症対策について	
(2) 町道葛巻浦子内線道路改良整備の延長について	
(3) 3番 近藤 聖君 25
(1) 役場新庁舎の工事やり直しについて	
(2) 学校給食の主食配給の見通しについて	
(4) 4番 山崎邦廣君 38
(1) 地域の防災態勢について	

令和2年葛巻町議会7月定例会議 会議録 (第2号)

告示年月日	令和2年6月25日(木)					
再開年月日	令和2年7月3日(金)					
会議の場所	葛巻町役場					
会議年月日	令和2年7月6日(月) 開議10時00分 散会15時17分					
議員出席状況 (凡例) ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	議席番号	議員氏名	欠席の有無	議席番号	議員氏名	欠席の有無
	1	下屋敷 幸男	○	6	鈴木 満	○
	2	遠藤 裕樹	○	7	姉帯 春治	○
	3	近藤 聖	○	8	辰柳 敬一	○
	4	山崎 邦廣	○	9	高宮 一明	○
	5	柴田 勇雄	○	10	中崎 和久	○
会議録署名議員	1番	下屋敷 幸男	5番	柴田 勇雄		
会議の書記	議会事務局長	触沢 誉	議会事務局長補佐	和野 美歌		

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	町長	鈴木 重男	健康福祉課長	檜木 幸夫
	副町長	觸沢 義美	農林環境エネルギー課長	松浦 利明
	教育長	高畑 嗣人	建設水道課長	和野 康弘
	農業委員会長	深澤 進	こども教育課長	千葉 隆則
	代表監査委員		まなび交流課長	大久保 栄作
	政策秘書課長	中山 優彦	病院事務局長	大石 和人
	総務課長	服部 隆行	政策秘書課室長	波紫 徳彰
	いらっしやい葛巻推進課長	石角 則行	総務課財政係長	近藤 桂太
	住民会計課長	坂待 典子		

(開議時刻 10時00分)

議長 (中崎和久君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、9名です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の議事日程は、あらかじめ告示したとおりです。

これから、本日の議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、葛巻町議会総合条例第120条の規定により、議長から、1番、下屋敷幸男君及び5番、柴田勇雄君を指名します。

次に、日程第2、一般質問を行います。今回の定例会議には、4名の議員から一般質問の通告がありました。なお、一般質問に係る時間は、質問、答弁を含めて1時間以内に制限していますので、ご承知願います。制限時間の経過につきましては、制限時間5分前に鈴を1鈴、制限時間になった時点で2鈴を鳴らします。制限時間を超えての質問、あるいは答弁は、特に許可した場合のみとします。それでは、通告順に発言を許します。質問、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

最初に、2番、遠藤裕樹君。

2番 (遠藤裕樹君)

質問に先立ちまして、まず、今回のコロナ禍にあって国や政府の対応が一転二転する中で、しっかりと対応していただき、情報を的確に伝えながら準備を整え、特別給付金につきましても確実に町民のもとへ滞ることなく早急に届けていただきました。担当された町の職員の皆様方のご努力に敬意を表し、また、感謝を申し上げたいと思います。

さて、この新型コロナウイルスであります。昨年12月に中国の武漢市に発生し、あっという間に全世界へと広まりをいたしまして、現在におきましても感染者は全世界で11,000,000人を超え、さらに毎日多くの感染者を出し続けております。日本におきましては、現在のところ落ち着いておりますけれども、東京都では、ここ4日間で毎日100人を超える感染者を出しております。いつ第2波、第3波がくるかも分からない中で、間もなく夏休みのシーズンを迎えます。そこで、現在における、このコロナウイルスに対する、これまでの対応、対策はどうであったか。また、これに対する検証を踏まえたうえで、今後、これに対する対応、対策についてはどうなっているかをお伺いいたします。また、経済的被害について町の対応はどうか。現在、7月からの経済対策支援については既に発表されておるところであります。今回のコロナ禍においては、世界の経済的被害はリーマンショックを遥かに超える被害であると言われております。当町において、飲食業、宿泊業をはじめ、かなりのダメージを受けておる店舗も多くございます。これからくる第2波、第3波の対応について、今後の見通しなどを伺いたいと思います。

次に、くずまき型DMOについて伺います。平成28年に、くずまき観光地域づくり

協議会が発足し、国の地方創生推進交付金を受けまして、やがて、これが、くずまき型DMOとして人材育成、特産品等の商品開発、まちなか整備や観光開発などを目的としたしまして、各部会の活動を活発化させております。私も、この協議会の一員といたしまして当初から参加しているものでございますが、町民の皆様方の理解度については、まだまだ足りてはいないのではないかと考えております。今年で5年目を迎える、このDMOでございますが、現在、目に見えた形でその成果も現れておるところでございますが、今後ますます町民の皆様方の理解と協力を呼びかけていく必要があると思っております。当局における、このプロジェクトへの思いと現状、そして、今後の取り組みについて、説明をお願いいたします。

3番目に、保育園等の老朽化について、お伺いいたします。設備、遊具などの更新についても併せてお伺いをいたします。先日、議員の町内視察を行いました。園児たちの明るく元気な歓迎をもらいましたが、園舎のあまりの老朽化、これは五日市保育園の場合は築後50年と聞いております。設備の不足、遊具についても、とても古いものであり、保育環境としては如何なものかという思いをいたしました。そんな中でも、しっかりと保育に取り組んでおられる保育士の皆様方には頭の下がる思いでございます。町内のほかの保育舎においても同じような現状であると聞いております。これについて、町当局の対応を伺いたいと思います。

以上、3点についてお伺いいたします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

答弁をさせていただく前に、このたびの熊本県南部での豪雨被害に遭われました多くの皆様方に対し、お亡くなりになられた方々に対し、心から哀悼の意を表しますとともに、被災されましたすべての皆様にお見舞いを申し上げます。早期に復興されますことを祈念を申し上げます。

それでは、ただいまの遠藤裕樹議員の質問に、お答えをさせていただきます。1件目の新型コロナウイルスの現況と、その対策への評価及び今後の見通しについて、お答えをいたします。1点目の新型コロナウイルスの現在における各種対策の実施状況とその進捗の状況はどうなっているかについてであります。まず、感染症対策であります。町では2月3日に対策連絡会議を立ち上げ、その後、2月28日に町対策本部に移行し、国及び県の基本的対処方針等に基づき、移動や各種会議、会合などの自粛要請、マスク、消毒液、防護服等の衛生資材の備蓄と配布、ガイドブックの配布や情報発信による啓蒙活動などを講じ、感染防止に最大限の注意を払い取り組んできたところであります。経済・生活関連の対策につきましては、感染拡大の防止、経済の回復、住民の生活支援、雇用の確保と事業継承の4つの視点を持ち、町独自の対応を検討、実施してきたところであります。5月1日付けで一般会計補正予算第1号を専決処分し、特別定額給付金、国民1人に対しまして100,000円の給付でありますが、特別定額給付金及び子育て世帯

臨時特別給付金を計上させていただきました。また、5月29日の議会5月会議においては、一般会計補正予算第2号として、持続化給付金、地域企業経営継続支援事業、プレミアム付商品券事業、特産品販売促進事業のほか、ひとり親家庭臨時特別給付金、高齢者まごころ弁当宅配事業に係る経費を予算化させていただいたところであります。

次に、町内における経済・生活関連の対策の進捗状況であります。特別定額給付金につきましては、5月8日の先行受付を皮切りに、町内30カ所での巡回受付の実施などにより、未申請者は所在不明の4世帯4人を含めた5世帯5人となっており、実質1世帯1人を残すのみとなっているほか、子育て世帯臨時特別給付金につきましては、6月12日に対象者への入金を終えたところであります。岩手日報の6月18日の記事におきましては、岩手県内33市町村の中で最も高い率でありました。実質1世帯1人を残すのみとなっているわけではありますが、この1世帯1人とも連絡がついておりますので、所在不明の方を除いては、間もなく100パーセント達成するであろう、そのように思うものでありまして、担当課のみならず課を越えての連携した職員の対応、その労苦に私は庁議におきまして、職員に対して謝意を表したところであります。また、農林商工業者を対象とした持続化給付金などの各種支援事業につきましては、今月から順次受付を開始しているほか、消費喚起を促すためのプレミアム付商品券につきましては7月1日から販売を開始しており、販売と同時に利用できる状況となっております。

次に、2点目のこれまで行ってきた対策への評価と今後における第2波、第3波への準備と対応はどうかについてであります。感染症対策におきましては、ご承知のとおり岩手県は依然として感染者がゼロの状態が続いており、感染拡大防止に県民を挙げて取り組んできた成果が最大の評価であると認識をいたしております。そうした中、第2波、第3波による感染拡大が懸念されるところであります。感染防止策につきましては、国の専門家会議が示しております新しい生活様式を日常生活に取り入れ、普及、定着を図っていくほか、医療関係においては、県が示した発生フェーズごとの医療体制の提供と医療機関の役割に基づき、医療崩壊が発生しないよう県、他市町村と連携した対応を進めていきたいと考えております。また、町独自でも発生フェーズごとに的確な対応がとれるよう、町対策本部で対応方針の検討を進めるとともに、対策に必要な資器材の調達のほか、人的、組織的、組織の整備を図ってまいりたいと思っております。

現在、県境を越えた移動の自粛要請が全面的に解除された一方で、依然として首都圏での発生者は一定数あるものであります。東京都での昨日の報道も、4日連続100人を超える感染者が公表されたところであります。当然のことながら感染拡大のリスクが減少していないことを鑑みますと、引き続き、慎重な行動と感染防止策の徹底が必要であります。しかしながら、こうした状況が長引くことは、地域経済にとっても日常生活においても大きな影響と打撃となっていることから、感染拡大防止に配慮しながらも地域経済はもとより、地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の今後の見通しについて、第2次、第3次の経済対策の必要性和アフターコロナについてどのように考えているかについてであります。国は、6月19日に外出自粛の段階的緩和の方針をステップ2に移行し、新たな生活様式での活動を踏まえながらも、県をまたぐ観光振興が再開されたところであります。第2波、第3波の懸念

もあり、地域経済が発生前の水準に戻るには相当の時間を要する必要があると思っております。こうしたことから、町では、1点目でお話させていただきました4つの視点を持ち、独自の対応を検討、実施することとしており、一時的な資金繰りの対策のほか、緊急的な売上げ確保対策、新たな販売方法の確立や販路拡大への新規参入支援、感染拡大予防のための新しい生活様式を踏まえた営業形態の見直しなどについて、国や県の動向を踏まえながら、町の実情に応じた第2次、第3次の支援を講じてまいります。特に、各種行事、イベントが中止、延期になったことに伴い、観光産業に大きな影響が出ておりましたが、今般の県境移動の制限解除に伴い、町への観光、誘客の活性化を図るため、本定例会議において関連事業の経費を補正計上させていただいているところであります。また、働き方の新しいスタイルとして、テレワークやオンライン会議などの導入が進んだことにより、どこにいても仕事ができるという環境の変化に伴い、都市部を離れ山村地域での生活を希望する人が増加傾向にあると伺っておりますので、町としましては、この機会を好機と捉え、住環境や就労環境の充実はもとより、各種支援策の充実を図ることで、移住・定住者の確保と関係人口の拡大につなげてまいりたいと考えております。

次に、2件目のくずまき型DMOの現状と今後の進め方について、お答えをいたします。1点目の現在における、くずまき型DMOの進捗状況についてであります。町では、観光を切り口に新たな視点で地域経済を活性化し、若者の雇用を創出する取り組みとして、平成28年に、くずまき観光地域づくり協議会を設立し、くずまき型DMO事業に取り組んできたところであり、協議会内には、若い年代の観光・物産事業者、団体職員、主婦、高校生、役場職員などが参画し、特産品、まちなか、観光PR、スポーツツーリズム、若者・高校生、移住交流の6つの検討部会で、主体的な取り組みをしてきております。

そうした中、各検討部会における現在の状況であります。特産品検討部会では、ワインソルトの製造、販売者を公募により決定したほか、第3セクターと連携して地域の特産品を活用した実践的な商品開発を進めているところであります。まちなか検討部会におきましては、歩きまわりたくなるまちなかの実現に向け、まちなかにある町有施設の利活用案の検討のほか、エコで健康的な暮らしを創出するエコハウス推進の取り組みを進めてまいりました。また、観光PR検討部会では、くずまき型サイクルツーリズムの推進に向け、商店や第3セクター等の協力を得て、町内12カ所にサイクルステーションを設置し運営を開始したほか、まちなかのイベントと連携したサイクルツアーを開催しております。このほかにも、スポーツツーリズム検討部会では、町の助成制度を活用した合宿誘致、若者・高校生検討部会では、高校生が自ら考え活動する機会の創出、移住交流検討部会では、くずまき暮らし体験ツアーの企画を行うなど、交流人口、関係人口の拡大に努めてきたところであります。

次に、2点目のこれからの進め方と問題点があればどう対処していくかについてであります。町の最重要課題である人口減少問題の要因のひとつとして、所得水準の低さや魅力ある仕事の少なさが挙げられますが、これらの問題を解決するために、町の基幹産業である農林業と地域資源を活用し、観光、交流を切り口とした地域経済の活性化を図

るため、まちなかを中心とした賑わいを創出する空間形成に取り組んでいるところであります。一方で、くずまき型DMO事業では、これまでに6つの検討部会が進めてきた取り組みの実事業化をはじめ、新規起業や起業の創出、雇用機会の創出、地域経済の活性化などの取り組みにおいて、目に見える形での成果の実現が求められているところであります。また、こうした取り組みの実事業化を進めていくためには、それぞれの具体的な役割を担う実践者、あるいは推進組織が必要であります。そうしたまちづくりを担う人材が不足しているのが現状であります。町内からの新たな参画者はもちろんのこと、意欲と熱意を持った町外からの移住希望者などの参画を推進していく必要があると考えております。そうした中、葛巻高校への山村留学生の増加に伴い、今年度は若者・高校生検討部会への参画者が増加したことにより、これまで以上に若者の取り組みを拡大、活性化させていくことができるとともに、まちづくりや町に対する愛着の醸成、さらには関係人口の増加や移住・定住の拡大、促進につながっていくことが期待されるところであります。

次に、3点目の国からの補助がなくなった時点での進行中の事業の継続について、どう進めていくかについてであります。くずまき型DMO事業は、観光を切口に新たな視点で地域経済を活性化し、若者の雇用を創出する全町的な取り組みであります。イベントなどでリアルタイムに成果が得られる即効性の取り組みと、人材育成など地道な積み重ねを経て成果が得られる遅効性の取り組みがあると思っております。特に、まちづくりでは、ひとづくりの重要性が強く言われており、自らの地域は自らの手で創るという熱い想いを持って実践することができる人材の確保、育成が求められており、その一翼を担うのがくずまき型DMO事業であることから、今後も財源確保に努めながら事業の継続を維持していく必要があると考えております。そうした中、これまでの財源につきましては、事業費の2分の1を国が負担する地方創生推進交付金を活用してきたところであります。引き続き、交付金が活用できるよう事業申請を行っていくとともに、事業内容に応じて、そのほかの国、県の各種補助、交付金事業や過疎対策事業債ソフト事業などの財源を活用しながら推進してまいりたいと思っております。

次に、3件目の保育所の老朽化と幼児保育への取り組みについて、お答えをいたします。現状での保育所はかなり老朽化が進み大変危険な状況であると考えているが、町の施設整備への考えについてであります。現在、町内の保育施設は五日市保育園の築50年が最も古く、すべての保育施設で築35年以上を経過し、老朽化が進んでいる状況にあります。こうした中、施設整備及び幼児保育への取り組みについてであります。就学前教育や保小連携の充実を図ることなどを目的に、平成30年2月に就学前児童を養育する保護者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ、就学前教育の在り方についての検討委員会において協議を重ね、平成31年3月に就学前教育の方針を策定したところであります。併せまして、保護者からは小学校区ごとに1保育園が望ましいとのニーズがあったことなどを踏まえ、当面は現状の施設数を維持することとしております。放課後児童クラブなど小学校との関りや、施設の老朽化の状況などを総合的に踏まえながら整備計画の策定を進めてまいりたいと考えております。町では、この方針を踏まえ、今年度は、新たに幼児教育アドバイザーを配置し、各保育園の

巡回を行いながら指導観察と今後のミーティングを通じた教育内容や指導方法等の改善、保育士の資質や専門性の向上を図る取り組みなども行っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいま新型コロナウイルスへの町における対策と現状を伺いました。町の対策として、この7月からプレミアム付商品券の発行についてお話がございました。25パーセントのプレミアを付けて1セット10,000円で販売する予定であります。確かに、これは経済的効果としては大変大きく、また、公平性についてもあると思っております。これについて、私は今回のコロナ禍において、一番大きな被害を受けた宿泊業、飲食業、また、理容美容業等については、あまり効果が大きいのではないかという思いがあります。前回のプレミアム付商品券の販売利用実績を見ますと、一番大きいのが食料品27.1パーセント、次に燃料22.3パーセント、家電18.8パーセントと続いておりますが、宿泊、飲食業においては僅か8パーセント、理美容業においては2.5パーセントの使用となっております。今回、多くの被害を受け休業等を余儀なくされた業種におきましては、この今回のプレミアム付商品券では、なかなか対策としては如何なものかという気がしております。やはり休業等を余儀なくされた一番被害を受けたところに手厚く手当をすべきではないかと思えます。例えば、今回、追加の支援があったとしたならば、飲食、宿泊、理容美容券といったものを、プレミアム付きではなく、換金する際の手数料がなくなるように直接給付というようなことにしていただけないかということでございます。それに、給付金にいたしましたしても、支援金にいたしましたしても、国からの持続化助成金、補助金を受けた事業者を除く、50パーセントから20パーセントの範囲での売上減少したところに給付という形でございます。国の手の届かないところに支援をするのは大変良いと言えますけれども、休業したところは50パーセントではなく100パーセントの売上減少となるわけでございまして、今回の1回だけの支援だけでは、とても十分ではないのではないかと思います。ほかの自治体におきまして、被害を受けたところには国からの支援をいただいたうえに、さらに手厚く各自治体での支援を決めたところも多くございますので、これについても当局の考えを伺いたいと思えます。

さらに7月、8月におきましては、町に多くの帰省客が見えられると思えます。中には、現在におきましてもウイルス感染者が多く見られる関東圏からの帰省も多くあると思えますが、これらについての対策はどのようにとられるのか。特に葛巻病院、あるいは老人施設における対策等を伺いたいと思えます。さらに今後、病院等におきまして、例えばPCR検査、あるいは抗原検査というものを実施する考えはあるのか、ないのかも伺いたしたいと思います。

併せて、学校等における現在における休校等の影響はどのようなものか、学習の遅れについては、どのような対策をなされておるか、現状につきまして伺いをいたします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答えいたします。1点目のプレミアム商品券等々についての効果といえますか、あまり、これまでの状況等から見ても期待ができないのではないかというような意味も含めてのご質問と、このように思っておりますが、今回のプレミアム付の商品券、事業の目的であります、これは、ひとつは新型コロナ感染拡大の影響によりまして、先程来お話ありますように、売り上げが大きく減少している事業者に対して事業の継続、そして、また、経営安定という観点から、この対策を講じたというのがひとつであります。それから、もう1点であります、町民が商品券を地域内で消費していただくことによりまして、これまでも課題となっておりました地元購買力を向上させていくという、そういう中での地域の経済の活性化を図るという、その2つの大きな、このプレミアムには目的を持ちながら進めておったものであります。そういう中で進めるものであります。そういう中で、今回の商品券事業は、総額で125,000,000円になるわけですが、商品券が1億、そして、125,000,000円の買い物ができるということで、通常の25パーセントの特典のあるというものであります。その中で、7月1日から9月30日までの期間に商品券を購入していただくという、そして、その利用を10月31日までという限定しての事業であります。この設定は、ちょうどお盆を挟んでの4カ月の短期間といえますか、そういう中においての125,000,000円の経済効果を期待しているものであります、商品券を町民から利用していただいての地域の活性化に結びつけていくというものでありますので、これまで、いろいろ短期間につなげていく場合に、各商店はもちろんであります、もうひとつ、町のこれまでの課題でもあります、まちなか商店街にお客さんをどう迎える対策を併せて講じていくかという部分も大きな対策のひとつであると、このように思っております、商品券の利用促進に向けて、さらなる対策を商工会と一緒に講じていかなければならない、このようにも思っております。そういう中で、商工会とも先般、この大きな、その期間における消費、125,000,000円になるわけでありますので、これが必ずや地域の商店に波及効果を持たせていくことを進めるためには、やはり個々の商店の、これに併せた取り組みというのが大変大きなものであると、このように思っております、そういうところを引き続き商工会ともしっかりと、その対策を講じていただきながら、この期待する成果の上がるように進めていかなければならないと、このように思っておりますし、また、そのほかの事業の考え方についてもお話がりましたが、まずは、そういう状況をしっかりと見極めながら、併せて、町長からも答弁をいたしました、2次、3次の対策を講じていかなければならないという考え方でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（ 檜木幸夫君 ）

感染症の対策課であります健康福祉課の方から、まず、これからお盆がくるわけですが、それに対しての感染症の対策、あるいは、どういうふうに考えているのかということについて、ご答弁を申し上げたいと思います。ただいまは、全国的な県をまたいだ移動制限や外出自粛は現在ありません。気をつけて感染しないようにお盆の帰省を楽しんでいただくというふうなものが基本方針なのかなというふうに思っているところがございます。しかしながら、一部、東京の首都圏では夜の町への自粛をしてほしいとかということで、東京の方ですね、そういうふうになっているところです。7月、日曜日現在では感染者が274人国内でありまして、そのうち首都圏は193人ほどあったと思っております。とても、やはり心配な数字というふうに考えざるを得ないものかなというふうに思っております。こうしたところから、これから実際に8月を迎えるにあたって、国や首都圏の方がどのような形で変更になっているのか、その予断を許さなくて、政策が出される場所かもしれませんが、現在のところでは、その移動制限がかからない場合、やはり家族の方が東京の方から帰省するには、やはり2週間程度前から、感染が確認できる2週間程度前から、そういうふうな接客を伴う店に行かないとか、人混みを注意していただくとか、やはり帰ってきていただく方に慎重な行動をお願いしたいということで、やはり伝えていただいて、帰省を楽しんでいただくというのが基本的なスタイルになるかと思えますし、帰省中も体調に気をつけていただきながら、やはり人との距離をいつもよりとって、マスクを付けて話して、喚起に心がけていただくような感染予防に基本的な取り組みをきちんと、しっかりやってもらうというふうに考えていただくしかないかなと思っております。本当に残念ながら、やはり家族として、とても心配だから帰ってくるのを取りやめていただきたいというふうに、実際に家族が家族に伝えて帰省を取りやめていただく場合も実は5月の連休のようにあるのかなというふうに今の状況では思っております。そうした場合には、やはり手紙とか、電話とか、スマートフォン等を使ったテレビ電話などを検討してみていただいてですね、家族の誰かがスマートフォンみたいなものを持っていると、都会のスマートフォンを持った人と、こちらで持った人がテレビ電話のような形でやりとりしてですね、本当に帰ってきたかのように、顔を見ながら、元気な姿を交信できるというふうな形になるかと思えます。携帯電話会社とか、あるいは本当に身近にそういう方がいらっしやらなかったらですね、健康福祉課の方に、どういうふうになれば、そういうふうなのができるんだというふうなのをご質問いただければ、分かる範囲でお知らせしてですね、そういうふうなオンライン帰省というのを楽しんでいただきたいというふうに思っております。

次に、そういうふうな帰省の方が介護施設に面会の来られるというふうなものもあるかと思えます。先ほどの基本スタンスは正直同じです。ただ、今、どの施設も施設ごとに何度も協議を重ねながら、管理基準というものを作って運用していただいているところがございます。実際に葛巻町内の方が予約して面会できるような形にしている施設もありますし、これから、そういうふうなものの基準を作るとか、やはり、まだ危険だか

ら面会謝絶にしているというところとか、やはり、その施設によって正直対応がまだ分かれているところがございます。そうしたことから、やはり帰省した際に実際に、そういうふうに見えるのかどうかというのを確認していただいてから、その施設の方の面会に行って、無駄足だったなということのないように問い合わせしていただければと思います。やはり、このことは新型コロナウイルスに関わらず、インフルエンザ流行期にはどの施設も面会謝絶となっているところがございます。命を最優先にした対応策だと思っておりますので、ご理解、ご協力を本当に皆さんにお願いするところがございます。今、本当に、そういうふうな状況なんでございますが、その介護施設等は、今、職員自らウイルスを介護施設に自宅から持ち込まない、あるいは訪問サービス等をしますので、持ち出さない、それから、訪問先でのウイルスをやりとりしないということを本当に実践しながら頑張っておるものがございます。勤務中や職種に応じて、本当に密接な対応を介護職員等は必要としながらやっておるところでございます。そういうふうな介護職員等も本当にきめ細やかなルールを守って感染ゼロを続けております。今後とも、その施設の利用、通所利用、訪問利用、すべてで基本を守っていただいて、対応してまいるところがございます。このことから、正直その利用者のご家族さん、あるいは面会されるご家族さんの、そういうふうな健康管理とか、その感染症の対策というものをご理解いただきながら、本当にお互いに笑顔で介護サービスを受ける、やってもらうと、やるというふうな形で今後も続けていただけたらばなというふうに思っております。

それから、PCR検査の、葛巻病院ということではなく、県内の方のPCR検査について少しご説明申し上げたいと思います。これまで症状のある方は、まず、県のコールセンターに相談のみ、必要に応じて帰国者・接触者外来で予約診療によりまして検体を採取しておりました。当初は40人程度のところございました。これは、県の環境保健研究センターというところがございますが、このPCR検査の能力も6月から80検体というふうに、行政検査の方の数字となっております。それから、現在は県内10カ所程度は、その発熱外来、いわゆる民間の医療機関を広域圏の医師会の皆様が自主運営されまして、個々の病院に行くのではなくて、そういうふうな疑いのある方はセンターに電話して、指示を仰いで、今聞き取られた情報からは、あなたは発熱外来に行ってください、かかりつけの医者に行ってくださいというふうな指示をして、その安心した状態で、そういうふうな検査センターを受診できる体制が整っております。盛岡管内に6月10日から設置されています。まだ県内10カ所のうち5カ所程度はできていないところもありますが、葛巻町については盛岡管内を受診できるシステムになっております。このことから、相談いただいて、そのような施設を使っていただければなと思います。もうひとつの盛岡県内の発熱外来の方も1日15人程度の検査能力があるというふうに伺っておりますので、これも、やはり心配される方が素直に多くなってくると思います。このように東京圏内との行き来があったり、東京の方が200人も出てくると、やはり、どなたも他県ナンバーの方がいたら、そういうふうな人と話したなということになると、素直にそういうふうな心配が出てくるのかなと思います。そうなった場合には、自分の症状等をメモしていただきながら、そういうふうなコールセンターに問い合わせさせていただいて受診、あるいは検査等をご検討なさっていただいて、行動をしていただければい

いのかなというふうに思っておるところでございます。長くなりました。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

町内の学校の様子の状況について、お話をいたします。3月の1カ月の臨時休業と併せて、ゴールデンウィーク中の4月30日、5月1日の2日の臨時休業以外には学校の教育活動の方は推進が図られております。全国の都道府県の小中学校の再開に併せて6月に出されました、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 学校の新しい生活様式に則しまして、各校で、本県は1メートルを目安に間隔をとるなどの緩和を受けながら、通常の教育活動を進めております。ただ、感染症拡大防止については、適切な感染対策を行うということの前提で、特に学校行事に関わりましては、他地域に訪れる点もございますので、慎重に各校で状況を見ながら、実施をしているところです。新聞でも報道がありましたが、県内の7市町村の中に入りまして、町の小中学校はカレンダー上は5日程度、休日、祭日もございますので、授業日としては2日程度1学期を延ばす、2学期を早めるなどをして、授業時間の確保も図っております。さらに国の方では学びの保障ということで、スクールサポートスタッフという人員の配置を進めておりまして、本町におきましても、各校1人増員をしまして、養護教諭の衛生面の業務の手伝いや、あとは各担任等の日常の業務の推進にあたっての補助等をするスタッフについても配置を進めているところです。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ただいまコロナウイルスに対しての町の対策、そして、葛巻病院等の対応、そして、学校現場での対応等の説明がございました。町では、どのような状況になっても、今後、適切に対応していくという答えもございました。2次、3次の対策についても、しっかりとしていただき、町民に安心できる状況をしっかりと構築していただけるように、お願いを申し上げます。

次に、くずまき型DMOでございますけれども、このDMOは葛巻の未来を図るうえで大変重要なテーマだと考えております。先ほども町長の方から懇切な説明もございました。正に、このくずまき型DMOは葛巻の未来にとって大変重要な課題であり、そして、これに、しっかりと取り組んでいただきたいとの思いもございます。ただ、町民の理解、あるいは協力等につきましても、まだまだ、これからだなという気もしておりますので、ぜひとも、この人材育成、そして、若い人たちの参加をどんどん進めていただきながら、このくずまき型DMOをしっかりと成功させていただきたいと思っておりますので、

改めて町の、このお考えを伺いたいと思います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

DMOの関係でございますが、先ほど町長から、これまでの、その取り組みの実績等々も含めて、そして、また、今後の事業の推進にあたりましてもお答えしたところでありますが、いずれ、今後とも、そういう中での財源確保という部分も何回か話を協議会等々でもありまして、これらにつきましては、いずれ1期が、先ほど申し上げましたように、28年から30年までの1期、そして、今2期目の交付金を受けての事業を進めているという状況でございます。来年度までが、その2期目の交付金を活用しての事業ということになるものであります。その後の部分につきましては、いずれ、3期目ということになるわけではありますが、事業をさらに進化させていくといたしますか、そういう中での内容をしっかりと整理しながら、国の方の事業を、まず、採択できるように進めていかなければならないとも思っておりますし、そのほかにも県の地域経営推進事業という、その支援事業もございますので、そういったふうなもの併せて町の単独事業等も、特には、そういう起業家の支援等々につきましても20,000,000円を限度としての8割の補助という、そういう優遇措置もございますので、そういったふうなもの等を活用しながら、このDMO事業をさらに形のあるものにしていかなければならないと、このように思っているところであります。以上であります。

議長（中崎和久君）

遠藤裕樹君。

2番（遠藤裕樹君）

ありがとうございます。ぜひとも、このDMO事業、葛巻の未来にとって大変必要な事業であると思っておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後に、保育園についての考えを伺いました。一刻も早く園児にとって快適な保育環境になることを祈っております。我が葛巻町は教育の町として、また、高校の山村留学制度など、全国から注目が集まっております。その中で、幼児から高校生まで一貫した教育環境のもと、充実した学びを育てていくことが可能であることを全国にアピールすることによって、葛巻で子どもを育てたいと思うような人たちが増えることを祈っております。そのためにも町として、しっかりと、これに取り組んでいただきたいと思っております。どうかよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、11時10分まで休憩します。

(休憩時刻 10時53分)

(再開時刻 11時10分)

議長 (中崎和久君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。一般質問を続けます。

5番、柴田勇雄君。

5番 (柴田勇雄君)

ご苦勞様でございます。柴田勇雄です。まず、はじめに、今回の梅雨前線停滞の影響で熊本県南部の豪雨災害により亡くなられた方々のご冥福と、被害に遭われました皆様にお見舞いを申し上げますのでございます。

7月定例会議にあたり、次の2項目について一般質問をいたします。最初に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。国内で、今年1月ころから発生し始めました新型コロナウイルスは、まるで不眠不休のごとく、今尚、地球上で感染拡大を続け、世界がコロナ恐怖に怯えている現状にあります。日本においても感染者数が増え続け、政府が4月7日最初に東京都をはじめ7都府県に、そして、16日には全国に緊急事態宣言を発令する事態となり、国家的危機に陥りました。このことにより、日常生活においては外出やイベントの自粛、さらに休業や休校措置等の社会機能の制限を強いられ、5月25日の緊急事態宣言解除まで1カ月半以上にわたり国民は我慢の生活を余儀なくされました。緊急事態宣言が解除されました現在でも、東京都をはじめ各地で第2波とも言うべき新型コロナウイルス感染が拡大し、予断を許さない状況となっております。

一方、日本経済はコロナ禍により、当面、内外需とも極めて厳しい状況が続くと予測されております。コロナ感染拡大の防止を図る観点から対人接触を遮断したために通常の経済活動を中止したことによる供給ショックを受けています。需要の落ち込みによる景気が後退する需要ショックとは性質が異なると言われております。この供給ショックによって生じてくるのは、経済活動を自粛している事業者の売り上げの損失であり、また、その従業員の給与や雇用が失われ、危機的状況に陥るとされております。この状態を放置して廃業、倒産、失業が現実化してしまえば、日本経済の総生産はさらに落ち込むことになり、本格的な恐慌が生じていると言われております。このコロナ供給ショック対策として、事業者や個人に対して早急な現金での支援をはじめ、所得補償や損失補償も同じくスピード実施する必要があるとされております。

国では、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対策で、早くも今年度2度目の補正予算を編成しております。第1次、第2次の補正を合わせて一般会計総額60兆円近くにする異例の巨費を投じ、国民に一律100,000円の給付や事業者への家賃補助などをはじめとした幅広い脱コロナ対策事業を実施するとしております。この補正予算の中には、市町村等が地域の実情に応じて決め細やかに必要な事業を実施できるよう配分されます地方創生臨時交付金が第1次補正で1兆円、第2次補正で2兆円が措置されている現状にあります。当町の脱コロナに向けた、次の事項について伺います。

1つ目に、今日現在、全国唯一、当町をはじめとした岩手県内が新型コロナウイルス

感染者確認ゼロという誇るべき驚異的実態となっておりますが、町長のご所見を伺いたいと思います。2つ目に、新型コロナウイルスに伴う町内経済と町民生活の影響について、どのように捉えているのか伺います。3つ目に、町の感染拡大防止を図るため、町民、事業者に向け取り組んできました、これまでの緊急対策実施内容について伺います。4つ目に、小中学校、保育園における緊急対策の実施状況と保護者との連携協力体制をどのように取ってきたかについて伺います。5つ目に、新型コロナウイルスに伴う葛巻病院の患者受診動向はどのような状況か伺います。6つ目に、町が実施している感染拡大防止対策をはじめ、町民、世帯や事業者に直接関わる支援策などを分かりやすくまとめたガイド冊子の配布が必要と考えますが、その対応について伺います。7つ目に、国から感染防止対策の観点から新しい生活様式が示されましたが、この普及徹底策と追加実施する支援策、国の第2次補正予算措置等を含む、その内容等について伺います。

2項目目の町道葛巻浦子内線道路改良整備の延長について伺います。現在、町道葛巻浦子内線大橋の下部工工事が着々と進められていることを6月3日の常任委員会事務調査で確認いたしました。来年5月末には橋に屋根が架かった上部工工事が完了と聞いております。大橋の工事完了後は、大橋に関連した道路改良整備工事が浦子内口の小向組様付近あたりまで施工され、令和5年度末の完成予定となっております。同路線の現大橋は、老朽化が進むとともに常に落石の危険にさらされている現状にあります。さらに同路線は幅員が狭く、小型自動車がすれ違うこともできない状況であります。これが完成後の話になりますが、浦子内口小向組様付近から浦子内集落までの同路線が狭隘なことから、引き続き道路整備改良工事が必要と考えますが、その対応を伺いたいと思います。

以上、1回目の質問でございます。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの柴田議員の質問に、お答えをいたします。1件目の新型コロナウイルス感染症対策について、お答えをいたします。1点目の全国唯一、当町をはじめとした岩手県内が新型コロナウイルス感染者ゼロの維持という誇るべき実態の町長所見についてであります。依然として、本県から感染者が発生していない状況につきまして、当然、誇るべきことであり、その要因については様々な憶測があるところではありますが、国内感染が確認された初期段階から緊急事態宣言が発せられた感染拡大期に至るまでの間、基本的な感染予防策や移動自粛など、県民を挙げて取り組んできた成果であろうと思っております。しかしながら、国内では東京を中心に新規感染者の発生が続き、第2波、第3波が懸念される状況にあり、引き続き、新たな生活様式を取り入れながら、地域経済活動の回復と感染拡大防止に努めていかなければならないと考えております。また、仮に感染者が発生した場合においても、速やかな対応と被害を最小限に食い止められるよう、衛生資材の備蓄のほか、発生フェーズに応じた対処方針を定めるなど、町対策本

部を中心に県や医療機関、関係機関と連携しながら、体制の確立を図ってまいりたいと思っております。

次に、2点目の新型コロナウイルスに伴う町内経済と町民生活への影響についてであります。町内経済に対する影響につきましては、3月後半から商工会と商工業者の影響について情報共有を行うとともに、4月には商工会と連携し、商工会員となっている商工業者を対象に売上に関する調査を実施したところ、約8割の商工業者が前年同月と比較して売上が減少していると回答しており、町内経済が大きく停滞している状況に陥っております。また、農業分野では、外国人観光客等の減少により国内産の高級牛肉の消費が落ち込んだことに伴い、肥育牛の価格の暴落と和牛子牛市場での販売価格の下落により、町内の黒毛和種繁殖農家に影響が出ている状況にあります。町内経済の停滞は、町民の日常生活にも影響を及ぼすものであり、町では、今後の動向を注視しながら、商工会をはじめとした関係機関と情報を共有し、実情に応じたきめ細やかな支援策を講じていくことで、早期に町内経済の回復を図るとともに、町民生活への影響を最小限に抑えていく必要があると考えております。

次に、3点目の町の感染拡大防止を図るため、町民、事業所に向け取り組んだ、これまでの緊急対策の実施状況についてであります。町では、感染拡大防止に対応するため、これまでに対策本部会議などを延べ11回開催し、国、県の基本的対処方針等に基づき、町独自の対処方針やイベント等の実施基準の策定のほか、基本的予防策の徹底と移動、外出の自粛要請などの対策を講じてきたところであります。併せまして、これらの対策につきましては、随時、くずまきテレビ、ライフビジョン、チラシなどにより、町民や事業所の皆様に周知させていただいてきたほか、新型コロナウイルス感染症感染予防ハンドブックの全戸配布などにより、ご理解とご協力をお願いしてきたところでもあります。また、今後の出水期における避難所の開設や第2波、第3波による感染拡大防止などを想定し、マスクや消毒液などの衛生資材の備蓄のほか、非接触型体温計やサーマルカメラ、医療用テントなどの機材の整備について、国の臨時交付金を活用して進めているところであります。

次に、4点目の小中学校、保育園における緊急対策の実施状況と保護者との連携協力体制についてであります。感染拡大の影響に伴い、2月27日に全国一斉の臨時休業の要請を内閣総理大臣が示したことを受け、本町においても、3月2日から春季休業の開始日までの間、臨時休業の措置をとったところであり、保護者の皆様には翌28日に休校に係る対応について周知させていただき、ご協力をお願いしたところであります。具体的な内容としましては、児童・生徒の外出は原則不可、家庭訪問や電話等による学習指導の実施、卒業式の簡素化と修了式、離任式の中止、中学校の修学旅行の延期と部活動の停止、学童保育は可能な限り在宅を推奨、保育園は感染防止対策を十分に講じ通常どおり開園などとしたものであります。その後、3月20日には文部科学大臣から今後の対応について見解が示されたことを受け、新年度新学期における休業措置は延長せず、授業再開に向け、密閉空間、密集場所、密接場面を避け、マスクの着用や手洗いの徹底など十分な対策を講じるよう指示し、教育活動の再開に至ったものであります。このことに伴い、保護者の皆様には家庭での体温をはじめ、児童・生徒の体調管理情報の共有、

手洗いや咳エチケットの徹底、換気や消毒等による衛生環境の保持、十分な睡眠と適度な運動、バランスのとれた食事による抵抗力の向上などにご協力をいただくとともに、発症または感染の疑い等が生じた際における保護者、学校、教育委員会との間での緊急連絡、連絡体制を新たに組み立てしたところでもあります。また、4月29日から5月6日にかけては、県立学校を臨時休業するにあたり、県教育長から一斉臨時休業措置の要請があったため、本町の小中学校においても臨時休業の措置を講じるとともに教職員の在宅勤務を実施しております。現在は、5月22日に文部科学省より出された、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル 学校の新しい生活様式に基づき、感染拡大のリスクを低減させるための教育活動の内容、方法を工夫しながら、通常の学習を進めておりますが、今後の状況を注視しつつ、保護者、学校の協力を得ながら、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目の新型コロナウイルスに伴う葛巻病院の患者受診動向についてであります。まず、入院患者の動向であります。令和2年4月と5月の2カ月間の延べ患者数は1,782人となっております。前年同期と比較して13人増となっておりますが、ほぼ横ばいの状況となっております。一方で、外来患者につきましては、同じく令和2年4月と5月の2カ月間の延べ患者数は4,731人となっております。前年同期と比較して1,052人、18パーセントの減となっております。その主な要因としまして、乳幼児層において、予防接種や乳幼児健診など緊急を要しない受診が控えられたことにより、小児科外来が前年同期と比較して162人、67パーセントの減となったほか、その他の診療科においては長期処方や訪問診療への移行による来院回数の減、新型コロナウイルス感染症への不安による受診控えと分析をしております。感染症対策につきましては、さらに長期化することが懸念されており、今後においても受診を控える傾向が続くと思われませんが、葛巻病院では院内感染防止対策に努めながら、外来、病棟機能の維持継続と地域連携室の入退院支援機能を推進し、住民の皆さんが安心して受診できる環境の維持に努めてまいります。

次に、6点目の町が実施している感染拡大防止対策をはじめ町民、世帯や事業者に関与する支援策などを分かりやすくまとめたガイド冊子等の配布についてであります。感染拡大防止対策や全般的な各種支援策につきましては、これまでも国、県の対処方針、あるいは町対策本部における対応状況などを踏まえ、広報やチラシ、くずまきテレビ、ライフビジョンなどを活用して情報発信に努めてきたところでもあります。一方で、対象者が限定される各種支援策につきましては、直接、情報提供することが効率的であることから、それぞれの担当部署から、それぞれご案内させていただいているところでもあります。また、一度に複数の情報が提供されることで、情報の受け手となります住民や事業者のみなさんが混乱を招くおそれもありますので、対象者に応じた情報提供の在り方を検討し、必要な情報が必要なときに的確に提供されるよう努めてまいりたいと思っております。

次に、7点目の今後、新しい生活様式の普及徹底策と追加実施する支援策、国の第2次補正予算措置の内容等についてであります。引き続き、町から感染者を出さないようにするためには、住民一人ひとりが基本的な感染予防対策を徹底するとともに、新しい

生活様式を日常化していく必要があると考えておりますので、くずまきテレビなど各種媒体を活用した情報発信で普及、定着に努めてまいりたいと思っております。また、国の第2次補正予算による支援策の関係であります。雇用調整助成金の拡充をはじめ、企業の資金繰り支援、持続化給付金の拡充、低所得ひとり親世帯への給付、歳出総額約32兆円規模となっております。中でも、地域の実情に応じた取り組みの財源に充てる地方創生臨時交付金は2兆円増額されたところであります。地方創生臨時交付金の増額分につきましては、家賃支援を含む事業継続や雇用維持等に関する事業、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等に関する事業に活用することが可能で、町では230,000,000円ほどの配分を受けております。こうしたことから、国が示す地方創生臨時交付金の活用が可能な事業の例を参考に、特に新たな暮らしのスタイルの確立の分野についても、町の最重要課題である人口減少問題の解決にも寄与する取り組みにもつながることから、積極的な活用に向けた検討を現在進めているところであります。

次に、2件目の町道葛巻浦子内線道路改良整備の延長について、お答えいたします。来年度以降予定される町道葛巻浦子内線道路改良整備工事終点から浦子内集落までの道路改良整備の延長についてであります。本路線につきましては、町中心部と浦子内地区を結ぶ唯一の路線であり、大橋を起点に南方向に路線が延びており、その総延長は1,740メートルとなっております。大橋に接続している区間については、交通量が多い状況にあるにも関わらず集落と河川に挟まれ幅員が極端に狭い場所で避難所も設けられない状況で、交通に支障をきたしていたものであります。そうした中、大橋の老朽化に伴う架替工事に併せ、道路の拡幅改良と河川護岸工を行う予定としており、現時点での計画では、大橋を含めた延長420メートルほどを工事区間としております。現計画を除いた延長1,320メートルにつきましては、予定しております改良事業完了後に、他の町道の整備状況、あるいは道路長寿命化事業等の進捗状況などを踏まえ、改めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

どうもありがとうございました。まず、最初にお伺いしたいのは、先ほどの遠藤議員の質問のお話の中にもありましたけれども、特別定額給付金、非常に当町その給付率が高額になっていたというふうなことににつきましては、非常にびっくりするくらい本当に良かったなというふうに私も感じておりますが、いろいろ、何と申しますか、職員の方々のご努力によることもあるとは思いますが、これに住民の方々が、この給付金の理解もかなり含めたうえでの高率だったのかなど、このように思っております。あと5人ほどというふうなお話でございましたけども、これが100パーセントのことに到達するようなことになるのでしょうか。そして、また、この県内最高、100パーセントはそれ以上ないわけですから、このように高率に至った要因、こういったような、どのようなことがよかったのか、今後にも非常に参考になるのではないのかなど思っておりますが、

どのような形での要因なのか、お知らせをいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、今回の給付金につきましては、5月8日からの先行受付を開始いたしましたし、さらに町内30カ所での巡回受付を実施してございます。正に役場職員全庁を挙げてですね、対応させていただいたということが、まず、一番大きい部分だと考えておりますし、さらに住民の皆様からの提出書類、添付書類があるわけでございますが、例えば本人確認の免許証でありましたり、保険証、それから、口座番号のコピー、これらもですね、今回の給付金の趣旨を町民の皆様からもご理解いただいておりますね、ほとんど漏れなく提出いただいたということも要因のひとつに挙げられると思っております。それから、所在不明の方4名ございますが、この方につきましては、ちょっと、現在も事務を進めておる中で、難しいかなというふうなことで考えております。先ほど町長からもございましたが、実質あとお一人の方にお届けできれば、その4名の方を除けば100パーセントになるであろうというふうに考えております。そのお一人につきましても、先ほど町長からもありましたとおり、連絡がつく状況でございますので、今後ですね、時期を見ながら、連絡を取り合いながらですね、早期の給付に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

今のようなお話でございましたので、非常に、これは何の対策でも、このような方向性、非常に大事なのではないのかなと思っておりますので、逆に私の方に参考にさせていただきたいと、このように思っております。

あとは、持続化給付金の関係でございますが、この関係については、もう少し詳しく、どのような実態になっているのか、お答えしていただきたいと思います。また、町の予算でも町単で商工会、商工業者には17,500,000円、それから、農林業者には5,000,000円の町単の予算が付けておりますので、この町単の分と国の持続化給付金の関わり等についても、ご説明をいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまの議員からの持続化給付金についてということで、役場として2課で担当しておりますので、商工業者の持続化給付金について、まずは、お答えさせていただきたいと思います。現状はということで、受付を6月から、5月の補正を経て6月から商工会等を通じましてやっていて、国の施策においては50パーセント以上の売り上げの落ち込みがあった方は国への申請ということになって、それ以下で20パーセントから50パーセントまでの部分を町が底上げをするというかですね、拡充をしまして、やっているものでございます。現在、7月3日金曜日まででの申請の状況でございますが、2件ほど町の方への申請が商工業ということでありました。ちなみに商工会を通じての情報でございますが、国への50パーセント以上を超えての申請が約15件ほど相談があつてですね、相談の手続きの支援をしているということで、情報は伺っております。この件につきましては、今後とも商工会等とも連携をしながら、この売り上げの動向、各それぞれの店舗によって違いはあると思いますので、こういった状況になるのかということをお話をさせていただきながら、商工会の窓口、あるいは役場のいらっしゃい推進課の担当窓口の方にも、この書類等を準備しまして、すぐに申請手続等が行える状態、あるいは、その申請書類につきましては、町のホームページ等でデータがダウンロードできるような状況、ライブビジョン等でも、その内容についての周知をしている状況でございます。これからも、こちらの方につきましても相談業務を続けていきたいと思っております。以上です。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

農業分野について、お答えを申し上げます。農業分野につきましては、持続化給付金、国の制度でありますので、月々の収入が50パーセントより大きく減少した場合に交付されるというものになっております。ただしですね、農業分野においては、例えば収穫が秋になったりとかですね、あるいは和牛市場に毎月出すわけでもないというようなことが1点あります。それから、町内の農業で一番大きく影響を受けているのは、和牛子牛を販売する和牛の黒毛和種の繁殖農家でございます。酪農の方は大きな影響はございませんというように伺っております。このことを踏まえまして、農業分野におきましては、昨年度ですね、令和元年度の1年間の和牛子牛市場での販売価格の1頭当たりの平均価格と比較いたしまして、今年2月以降のですね、販売価格を比較いたしまして、20パーセントから50パーセント減少した農家に対しまして、1頭当たり20,000円を交付するというような事業制度にして、交付するようにしたものでございます。こちらにつきましては、JAさんを通じまして、7月に全和牛繁殖農家に通知をしてですね、対象となるのは来年の1月までの和牛子牛市場の成績ということになってきますので、販売動向等を注視しながら進めていきたいと思っております。ちなみに昨年度の平均は729,000円ほどでございましたが、2月から5月の平均ですとですね、1頭当たり595,000円ということで、約20パーセントの下落をみているところでございま

して、今後の市場の動向に注目、注視してまいりたいというように考えてございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。この持続化給付金との関わりがなってくるわけですが、町内の商工業者での廃業とか休業、こういったような状況はどのような形になっているのでしょうか。あるいは、また、農林業者で、そういったような事例があれば、お知らせをいただきたいと思います。

議長（中崎和久君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいま議員からご質問のありました、その影響によつての廃業、あるいは倒産等のことということで、お答えしたいと思います。商工会を通じて、商工業者で倒産したところの状況はつかんでおりません。なしということで聞いております。4月に遡りまして、休業ということで、一旦、事業の方をストップしている業者が1社あるということで聞いておりまして、その雇用者等につきましては、社会保険等の雇用保険等を利用して、今、生活をつないでいる状況だということでは聞いております。現在の状況は以上のとおりです。

議長（中崎和久君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（松浦利明君）

農林業分野におきましては、直接、新型コロナウイルスの影響で経営を中止というような事例は確認はされていないと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。持続化給付金、国の部分、町の部分、しっかりと対応をしていただいて、早く立ち直るような施策をぜひ実現していただきたいなど、このように思っております。

それから、先ほど小中学校の関係も教育長からのお話ありました。町長の答弁にもありましたけれども、安定したような学校運営、経営なさっているというようなことでご

ございますが、ちょうど1学期の部分、こういったような部分では、ちょうど運動会とか修学旅行のシーズンではなかったのかなど、このように思っておりますが、こういったような行事についての対応はどのような対応で、また、その振替の状況などもお知らせいただければ有り難いと思っております。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

各学校の行事の関係についての動向を、お知らせいたします。運動会につきましては概ね2学期実施ということで計画をしておりますが、昨日、江川中学校の方で例年どおりの時期ということで7月実施の体育祭を開催しております。これも、コロナウイルスの流行を見まして、先駆けてやりたいという学校の方の方針のもと実施しております。修学旅行につきましては、中学校は首都圏への旅行を例年やっておりますが、行き先等、時期を含めて、これも状況を見ながら、今、検討をしている最中ということで、2学期以降の実施を考えております。本町の小中学校につきましては、小規模の良さを活かしまして、小さな団体での適切な時期に、適切な行き先での学びを実施しまして、子どもたちの思い出に残る学校行事にしていきたいと、学校と連絡を取り合っているところです。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。小中学校の運営については、その直接的には、あまり打撃を受けていないような、そういうふうに感じますけれども、そのような理解でよろしいでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

1学期の教育活動については、議員ご指摘のとおり、大きな打撃はなく概ね順調に推移しております。ただ、2学期以降どのような感染状況になるか見通しが立たないところもございますので、できるときに、たくさん学びの充実を図るということで、先ほどもお話しましたが、1学期の授業日の延長等をしまして、さらなる充実を目指しているところです。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5 番（柴田勇雄君）

分かりました。ありがとうございました。あとは、観光誘客事業で、この間の3号補正で13,500,000円ほどの予算措置とっておりますが、これは、1人宿泊者5,000円というような助成もしたいというふうな説明を受けているわけでございますけども、これについては町内外の方、泊まる方すべてが5,000円の助成になるのか。そして、また、この13,500,000円消化になればいいんですが、これは超過になったような場合でも、このシーズンに、このような誘客が図れるような内容の予算措置なのか、お伺いをいたしたいと思います。

議長（中崎和久君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいま誘客事業ということで、ご質問ありました。これは、次の補正予算に関することの内容でよろしいでしょうか。こちらの方につきましては、提案させていただく内容としましては、町内の宿泊施設が交付対象となりまして、7月、この議決後ですね、議会の終了後、要綱等を整理しまして、9月30日までの期間で、現行のプラン、宿泊プランがあるプランにつきまして、宿泊者1人当たり5,000円以上のプランを利用した場合に、その半額を補助すると、例えば7,000円の宿泊、1泊2食のプランがあったとしますと、そこから対象となって3,500円の部分を助成すると、その分は一旦、宿の方で立て替えていただいて、後ほど宿泊業者にその分を補助するという形のものでございます。その内容につきまして、プラスとして、町内への誘客、滞在型で消費喚起を図るといったことから、1人1泊あたり、対象となった場合は1,000円分の商品券を追加贈呈をするということで、こちらの方で町内への消費喚起も併せて図っていくということで検討しております。いずれ、このようなことが町民も利用できながら、県内の宿泊者、あるいは県内の方も利用できるということで推奨していきたいと思っています。もちろん、この宿泊に関しましては、先程来、様々な部分で感染症対策というのが重要となってきますので、そちらの方も十分に対処するように事業所と詰めながら、国や県、そして、町のコロナ対策の施策に準じて、そのようなことを進めていきたいと考えております。そのような事業でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5 番（柴田勇雄君）

ぜひ、この観光誘客事業の予算措置についても100パーセントになるような中身で、県内外の方々へのPRが必要であろうと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいなど、このように思っております。

次に、高齢者のまごころ弁当宅配事業でございしますが、これについても予算措置になっておりますが、75歳以上の世帯というようなことのございですが、現在、希望数はどのような形になっているのか。それから、また、来年の3月までボランティアの方々のお力添えを得なければならないわけでございですが、どのような中身で、万全なのかどうか。それから、また、1食当たりの単価はどのように考えているのか、もう少し詳しい内容について、お知らせをいただきたいと思ひます。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（榎木幸夫君）

まごころ宅配弁当について、お答えいたします。先に予算化をしておりました、まごころ宅配弁当でございしますが、860人程度の対象者に対しまして、583人のとりまとめとなっております。今週の火曜、明日からですね、順次、訪問が始まって、配布が始まる所です。ボランティアの皆さんが、民生委員さんを中心にボランティア団体等からも募って参加していただきまして、今のところ順調に活動できるというふうな推移で見守っておるところでございします。1食当たりの単価でございしますが、750円のお弁当と牛乳をセットという内容でございします。さらに、今回のお弁当の方は夕食時に配布になるというものでございまして、コロナ禍にあつて、今まで、いろんな方と交流がなかったという、減少しておつたというふうなところに対して、社会福祉協議会やボランティアさんを通じて見守りの方もしっかりやつて、栄養状態もきちんとしてあげて、元気に暮らしてもらいたいというふうな内容となっております。その583人に対しまして毎週火曜日、1カ月の中で4週にわたつて町内の全域をカバーして、月1回お弁当を差し上げるということで、3月までを想定しておるものでございします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

それで、これのお弁当を作るところには、どのような形での契約なつているのですかね、その中身について、お知らせいただきたいと思ひます。

議長（中崎和久君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（榎木幸夫君）

お答えいたします。今回のお弁当事業でございしますが、趣旨といたしましては、高齢者の見守りが1つ、それから、町内の飲食業者の皆さんの需要が冷え込んだところ、購

買が冷え込んだところをカバーしてあげて、今年1年間、当初予算5,000,000円を見積もっておりましたけれども、お弁当代と、そのボランティアさんのボランティア代等を含めましてですね、検討しております。商工会さんと社会福祉協議会が町内のお弁当を作れるような業者さんを募集しましたところ、13社、13のお店等からご回答があって、その業者さんを使って、町民の皆さんに喜んでもらえる、栄養に気遣いした内容で、高齢者も食べやすいような柔らかさといいますか、そういうふうな内容で行うものでございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

まごころ弁当の分についても分かりました。これも、長期間にわたりますので、万全を期しながら高齢者の高齢福祉にそっていただきたいなど、このように思っております。

次に、プレミアムの商品券でございますが、25,000,000円の予算というような形になっておりますが、2,500円のプレミアムが付くというふうなことでございますが、既に商品券発行しているようでございますが、現時点での、この売りさばき状況はどのようになっているのか、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

いらっしゃい葛巻推進課長。

いらっしゃい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまご質問のありました、プレミアム商品券の事業の状況でございます。7月1日から販売を実施したというのは、先ほどご紹介したとおりでございますが、7月3日金曜日時点で、末で集約しましたところ、販売実数として約800人に2,571セット、32,000,000円ほどが現在売れているということで聞いておる状況でございます。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

これについても、消費者にとっては非常に優位な商品券でございますが、これは10,000件分の予算措置だったのでしょうか、そうしますと、これからも、この商品券の発売がなされていくものと思っておりますが、これも予算消化は十分にできることで、このような予算措置になっているのか。また、これ以上になった場合でも何か、こういったような商品券の追加が考えられるのか、その内容について、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（中崎和久君）

いらっしやい葛巻推進課長。

いらっしやい葛巻推進課長（石角則行君）

ただいまのご質問について、お答えいたします。ご質問のありましたセットについては、2,500円のプレミアム分10,000セットということで、そのとおりでございます。この10,000セットの売りさばきにつきましては、やる前の段階におきまして、商工会とも話を詰めまして、ただ売りさばくということだけではなくて、先ほど副町長からの遠藤議員さんへの答弁でもさせていただきましたが、商工会としてもですね、地域の活性化になる、あるいは、これが誘客に今後つなげるような事業、そして、販売促進につなげるように、自分たちのオリジナルの企画も何か考えたいというようなご意見も商工会長さんを通じていただいておりますので、この機会にですね、落ち込んだ消費を町全体として、行政側だけではなくて、売る側である商工会側からも積極的に参加していただいて、そして、町民からも理解をいただけて活用していただくということで、この事業を進めておるものがございますので、しっかりと、この用意した分売れるものと期待をしておるものがございます。また、今後におきまして、この売り上げの動向を見まして、ご質問、ほかの議員さんでもありましたとおり、2次、3次で、このような落ち込みの消費につきましても支援が必要ということであれば、次の施策等にも、この結果を活かしていきたいと考えておるものがございます。以上です。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

分かりました。いずれ、このプレミアム付の商品券についても消化でき、さらに皆さんから良かったなというふうに言われるような中身で、ぜひ頑張ってくださいなどと、このように思っております。

それから、次に、マイナンバーカードの関係でございますが、このマイナンバーカード、30年度の決算資料を見ましたら、782枚交付されて、現在17.8パーセントというようなことでございます。県内第1位の状況だそうでございますが、今回のコロナの感染症対策についても、このナンバーカードでの申請も有効なような感じでございますが、これが、まだまだ、これから有効活用が図られるというようなことでございますが、現在17.8パーセントで県内1位と、17.8パーセントでは少し低いような感じですが、ナンバーカードの普及、それから、この活用方法等、もう少し広げていく必要があるのではないのかなど、このように思っておりますが、その対応はどのような形でやっていくのか、お知らせをいただきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

住民会計課長。

住民会計課長（坂待典子さん）

現在、5月末現在のマイナンバーカードの交付件数ですが、葛巻町は21.9パーセントということで、県内第1位になっております。今後の活用方法ですけども、国の方では健康保険の保険証等に活用する方向で進めております。今は情報等を集めながら、さらに検討していきたいと思っております。

議長（中崎和久君）

柴田勇雄君。

5番（柴田勇雄君）

21.9パーセントというようなことですが、この活用方法についても広報等を活用しながら一層の普及活動をお願いしたいなど、このように思っております。

それから、浦子内線の道路改良整備の延長についてですが、まず、現在やっている道路工事を完璧にやっていただいて、引き続き、その中身についてはご承知のことと思っておりますけども、ぜひ、この整備後については延長を頭に入れておいていただいて、実現をぜひ図っていただきたいなど、このように思っております。以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

議長（中崎和久君）

ここで、午後1時30分まで休憩します。

（休憩時刻 12時07分）

（再開時刻 13時30分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。

3番、近藤聖君。

3番（近藤聖君）

大変ご苦勞様でございます。よろしく申し上げます。質問に先立ちまして、昨日の九州熊本の大雨洪水被害、熊本を中心とした洪水被害で亡くなられた方に心よりお悔やみを申し上げたいと思います。また、大変な被害に遭われている皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。他人事ではありませんので、いつ葛巻も、そのような災害が起こるか分かりません。そのようなことがないように祈りたいと思っております。もう1点、午前中の質問の中でも触れられておりましたけれども、新型コロナウイルス関連の特別給付金給付について、役場の職員の皆さんの大変な奮闘について評価する声が私にもいくつか届きました。私からも感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。1番目の項目、役場の新庁舎の工事やり直しの件についてです。新庁舎工事のやり直しについては、4月20日の議会全員協議会で初めて議員への報告がありました。問題が発覚、認識されたのは12月23日であったということ、どのように解決するか協議中ということでありました。その後、5月26日の全員協議会で工事会社との協議が成立したとの報告があり、今後の方向性について説明がございました。そのあと、町民の皆さんには5月29日の議会で事態の経過と今後の見通しについて行政報告がありました。また、町の広報6月号で、その内容について紙上報告をされております。この間6カ月くらい、半年くるくらいでしょうか、工事は一体どうなっているんでしょう、何で遅れているんでしょうという声があり、町民の間には、賠償金を高額に支払ったそうだとか、違約金を払わなければならないそうだと噂がたっていましたので、ある意味ほっとしたというか、一安心というか、一段落だったのではないかと思います。しかし、いまひとつ納得できない思いとかですね、はっきり理解するのが難しい点もあって、疑問を感じている町民の声がございまして。この質問の答弁で、そのような町民の疑問や不満を払拭していただきたいと思っております。

1点目の質問ですが、今回の説明の中で分かりにくかったのが、民法95条の錯誤という言葉でした。普段、私たちが使う錯誤という言葉だと間違いと解釈されるのですが、民法上の解釈だと、意思表示をするにあたっての勘違いとか、誤解とか、見込み違いという意味だと解釈されるそうです。いろいろ読んでみたところ。一体どのような勘違いとか、誤解とか、見込み違いがあったのか、なにしろ50年に1回の大変大きな建設工事ですから、それによって工事がやり直しになるというのは非常に大きなことだと思うんです。そうすると、その勘違いになった原因といいますか、その問題点は一体どこにあったんだろうというのを教えていただければと思って質問するに至りました。このことについて、ご説明をお願いします。2点目の質問は、今後の見通しについてです。工事のやり直しで完成時期が当初の予定より遅れることとなります。工事を見守っていた町民の期待も先送りになりました。新しい設計計画、施設設備の概要、その発表等の時期の見通しについて、現時点での状況をお知らせください。3点目の質問は、地下部分をなくして再設計するにあたり、ここまでの設計の蓄積があり、機能的にはあまり変わりはないというご説明をいただきました。しかし、何がどのように活かされて、どんな点に変更になる予定なのか、町民にはよく分かりません。これから分かってくるとは思うんですが、50年に一度の、やっぱり町のシンボルとなる役場の建設ですから、庁舎設計の中に自分たちの意見をできるだけ活かしてほしいという思いを持っている町民がまだまだ少なからずいると思っております。設計変更にあたって、町民の意見や要望をさらに吸い上げ、活かす方法はありますか、お伺いします。

次に、2番目の項目についてです。学校給食配給の見通しについてです。1点目の質問ですが、平成29年9月に倒産によって主食の配給ができなくなりました。その影響は8市町村に及んでいたようですが、それぞれ完全配給に向けて努力し、ほとんど元通りの状況に回復しているようです。葛巻町でも、いろいろ対処されたようですが、今年度も各家庭に町産米といいますか、お米を配って、主食持参の形が続いております。現在の状況になって、もうすぐ3年になると思うのですが、学校も保護者もかなり負担が

大きいと思います。いつころ元通りになるのか見通しをお伺いします。2点目、今後、主食配給を引き受けてくれる業者が、もし見つかったとしても、同じような不測の事態は考えておかなければならないのではないかと思います。町内にパン屋さんがありませんし、給食のご飯を配給できる事業者がいなくなれば、給食センター等で、その設備を整える方がずっと安全・安心かと考えるのが自然かと思えます。主食配給の設備整備に優先的に予算を振り向けるべきかと考えますけども、いかがでしょうか、お伺いします。3点目です。町長は4期目の所信表明の際、学校給食の無料化について意欲を示されています。その考えに変わりはありませんでしょうか。また、今後どのように実現していくおつもりでしょうか、お伺いします。

以上、2項目6点について、まず、よろしくお願ひします。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまのご質問に、お答えをいたします。1件目の役場新庁舎の工事のやり直しについて、お答えをいたします。1点目の事前調査不足や見通しの甘さがあったのではないかという町民の声があるが、問題点はどこにあったのかについてであります。この役場新庁舎の件につきましては、これまでも機会を捉えながら、議員の皆様方には事前にご説明をさせていただいたものでありまして、同じ内容であります。これらについて丁寧に説明をさせていただきたいというふうに思います。

新庁舎建設の中止につきましては、先般開催されました5月会議の冒頭での行政報告のほか、広報くずまき6月号において、その理由と経緯について説明をさせていただいたところであります。一般的に工事着工前に行う事前調査としましては地盤調査がありますが、この調査は実際に建物を建てる場所における支持地盤の深さや、その間の土質、岩石の状況を把握するために行うものであり、この調査結果を踏まえて具体的な工法などを実施設計に反映していくものであります。新庁舎建設にあたりましては、建設予定地内の5カ所で深さ10メートルから11メートル、直径66ミリでボーリング調査を行っており、その結果、地下約5メートルから7メートルより深い場所にある粘板岩が支持地盤となることを確認したところであります。一方で、地盤調査は工事予定地をポイント的に掘削するものであり、調査結果には想定や推察が含まれ、実際に他の工事においても着工後、地面を掘り進めることで課題が判明し、設計、工法を見直す事例もあるものであります。そうしたことから、本工事における事前調査につきましては、一般的な手法を用いており、調査不足や見通しの甘さ、あるいは、その工程に問題があったとは認識しておりません。

次に、2点目の新しい設計計画と具体的な建物内の間取りや配置はいつころ町民に示される見通しかについてであります。現在、再設計に向けて内部での協議を進めているところでありますが、今般の補正予算案において再設計にかかる費用を計上させていただいているところであります。基本的には予算の確保がなければ正式に設計業者の選定、

協議に移行していくことができませんので、現時点で具体的な時期を申し上げることはできませんが、町としては12月定例会議において工事請負契約の議案を上程できるよう調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の再設計にあたり改めて町民から意見を取り入れることができると思うが、その考えはについてであります。現在の設計につきましては、これまで新庁舎建設検討委員会のほか、パブリックコメント、各種会合などで皆さんからいただいたご意見を踏まえ、設計プランに反映してきたものであります。再設計におきましても、基本的に現設計を活かした内容とする予定であることから、現在の設計の検討に大きく関わっていただきました新庁舎建設検討委員会の皆さんから、改めてご意見をいただくことで進めてまいりたいと考えております。

次に、2件目の学校給食の主食配給の見通しについて、お答えをいたします。1点目の現在の町産米配布による家庭からの主食持参はいつまで続くのか、今後の見通しについてであります。学校給食の主食の提供につきましては、平成29年9月に納入業者が突然倒産したことに伴い、新たな業者選定、あるいは新たな手法による提供などを模索してきたところでありますが、費用負担や各種制度の制約などにより、現時点で抜本的な解決に至っていない状況にあります。こうした中、昨年度からであります児童・生徒の各家庭に、学校給食の主食の持参に必要な量の町産米1年分を年度当初に配布し、保護者の経済的な負担軽減、健やかな成長を支える食育、農業振興と地産地消の拡大などに取り組んできたところであります。この取り組みにつきましては、子どもの食べられる分量に見合った町産の美味しいご飯を持たせることができ、非常に満足しているのご意見を頂戴するなど、概ね好評であると認識しておりますが、一方で、共働きや核家族となっている保護者の皆さんにとっては、主食の持参は少なからず負担となっているのではないかと感じているものであります。こうしたことから、早期に現在の状況を改善できるよう、あらゆる手法について検討を進め、協議してまいります。

次に、2点目の給食センターに炊飯できる施設を整備し、不安なく主食配給ができる体制を整えるよう望んでいるが、町にその考えがあるかという質問であります。学校給食の主食につきましては、地域で生産された米を炊きたての一番おいしい状態で児童・生徒に食べてほしいとの思いから、給食センターでの共同調理方式のみならず、自校調理方式、あるいは、それ以外での方式についても検討してきたところでありますが、学校給食法や集団給食施設指導要領など様々な基準や制約をクリアする必要があり、実現に至っていないものであります。一方で、昨年度から実施している町産米の配布につきましては、一定の評価をいただいている状況でもあることから、この取り組みの継続、あるいは施設整備も含めた中で検討を進め、協議してまいります。

次に、3点目の今後、学校給食無償化を実施すべきと考えるが、町に、そのような構想はあるかについてであります。学校給食は、子どもたちの健康の保持増進、望ましい食習慣の育成、社交性及び協同の精神の涵養、生命、自然の尊重の環境保全への寄与、勤労への感謝、そして、優れた伝統的な食文化の理解を進めるうえで大きな役割を担っているものであります。また、今年度からスタートしております町総合計画・中期基本計画、第2期総合戦略でも、人口の自然増を視点とした結婚、妊娠、出産、育児、子育て

て、教育の切れ目ない総合的な支援はもとより、子育て世代の移住推進などに努め、年少人口の確保を図るための子育てしやすい環境整備を掲げ、光り輝くひとづくりプロジェクトを推進することとしております。こうした取り組みを進めるにあたり、これまでも保護者の負担軽減や子育て支援、人口減少対策などの観点から学校給食無償化について、議論、検討を重ねてきたところであり、引き続き様々な支援策、対応策と併せて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

改めて質問させていただきます。2項目めの方を、ちょっと先に触れさせていただきたいと思いますが、町産米を配って家で炊いて持ってくるということです。そのこと自体は決して悪いことじゃないと思うんですね。意義深い、とても意義深いことだと思うのですが、町長も今触れられているとおり、やはり相当な負担かなど、好評であるということではあるけれども、本来は今までのような完全配給の形が望ましいと思います。今のところ、まだ早期に改善することは難しいと、今、答弁でしたけれども、例えば来年度の当初からというふうな見込みも立たないのでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

こども教育課長（千葉隆則君）

来年度ということで、先ほどの繰り返しになりますが、町長からご答弁申し上げましたとおり、ただいま鋭意検討してございますので、できるだけ早い時期には考えておりますが、なかなか当初という部分では、まだ、そこまで結論といいますか、なかなか状況が至らないものかと考えております。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

ありがとうございます。なかなか難しいんだろうというのは想像できるんですけども、学校に行くときに、やっぱり心配なく登校できるといいますか、家庭も子どももですね、そのためには給食ってものすごく大事な項目だと思うんですね。中身だと思うんです。ですから、ぜひとも早く改善していただきたいなど。これは、いろんな方法を考えて、こういう方法もあり、こういう方法もありというのも、もちろん、いろいろ試してみるのもありかと思うんですけれども、やはり、今までどおりの形でですね、やるのが一番負担が少ないし、教育的にも理想ではないかと思っておりますので、ぜひともですね、

早期に元に戻るように努力していただければ有り難いと思います。この項は終わります。

2番目のですね、学校の給食施設のことなんですけども、もし、炊飯設備を整備するようなこと、いろいろ検討してみるという今の答弁だったんですけども、一体どのくらい予算がかかるものなんでしょうか、教えてください。

議長（中崎和久君）

教育次長。

こども教育課長（千葉隆則君）

概算ではございますが、炊飯器や洗米機などの厨房設備、食器、食缶の購入費、電気、給排水、給湯の工事費など、初期投資の整備費分といたしまして約16,500,000円と考えてございます。このほかに光熱水費などの維持費の増加分として、年間約3,000,000円程度の増加が見込まれるというふうに考えてございます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

いろんな予算の検討って私はまだまだ、そこまで知識が及んでいないんですけども、町の予算を、いろいろなことを立てるときにですね、この今の計算だと20,000,000円くらいですか、私は、これは最優先すべきじゃないかなと思っていることのひとつですので、そう思っている町民もいると思います。一番思っているのは保護者、あるいは教育関係者じゃないかなと思うんですけども、ぜひとも実現していくようにお願いしたいと思います。そうすると、たぶん、何かがあっても安心といいますかね、今回の主食の配給に関しては葛巻には届けられないって言われているという話を聞いたので、そんなに葛巻はまだ田舎なのかと、ちょっと感じるころがあって、それを、ぜひ払拭してもらいたいなど、それだったら葛巻でこのくらいやっているぞというふうな、そういうことを示していただきたいなというふうに期待をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、次ですけども、学校給食の無料化について関連してですが、葛巻町では給食費の未納というのは、どのくらいあるものかどうか。給食費を払えない家庭はないかとは思いますが、給食費の未納が、もし、社会的な現実として町の中にあるのであれば、そういうことは非常に大きな理由になると思いますし、もうひとつは、例えば給食費を払うのがなかなか困難だという家庭には就学援助があると思うのですが、そういう就学援助とか未納者の傾向ですね、そういうのが増えているのか、あるいはないのか、そういう状況というのは今どんなふうになっているか、分かれば教えてください。

議長（中崎和久君）

教育次長。

こども教育課長（千葉隆則君）

今、近藤議員おっしゃるとおり、就学援助等もございますので、小中学校分の給食費の未納についてはございません。なお、高校の方にも給食を提供してございますので、高校分で約80,000円という状況になっております。したがって、小中学校については、今後もほとんど未納分は発生しないというふうに一応捉えているものでございます。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

後半の部分ですけども、就学援助費の傾向はどうなんでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育次長。

こども教育課長（千葉隆則君）

就学援助の給食費に対して実費相当額を就学援助してございますので、先ほどのとおり、実績に反映されているとおり、小中学校についての給食費の未納はございません。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

そうではなくて、就学援助の例えば申請とかが増えているとかですね、変化ですね、その傾向はどうなんでしょうか。

議長（中崎和久君）

教育長。

教育長（高畑嗣人君）

就学援助の人数につきましては、今年度1名増ということで、増えてはおりますが、現状としては昨年度並みのところで推移はしております。次長からの説明にもありましたが、給食費につきましては実費負担ということで町の方で払っている状況になっております。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3 番 (近藤聖君)

ありがとうございます。よく分かりました。もう1点ですけども、学校給食を無料化した場合、町として、どのくらい予算がかかるのでしょうか、教えてください。

議長 (中崎和久君)

教育次長。

こども教育課長 (千葉隆則君)

まず、学校給食に関わる全体的な予算からご説明させていただきます。学校給食センターの運営経費に係る今年度の当初予算ベースでは約42,000,000円となっております。主なものは調理業務や学校給食運搬業務などの委託料が約25,600,000円、あとは光熱水費などの需用費が約7,000,000円、それから、今年度は設備等の真空冷却器などの設備更新等で6,300,000円ということで、これらについては、すべて町が負担しておりますのでございます。議員ご質問の給食費の関係でございますが、基本的には給食材料代や牛乳代などの実費相当額を保護者の皆様からご負担いただいているものでございます。したがって、給食費を無料化する場合の予算額でございますが、昨年度の実績ベースで申し上げますと、小中学校分は約16,000,000円でございます。参考までに、葛巻高校へも給食を提供しておりますことから、そちらは約4,000,000円となっているものでございます。

議長 (中崎和久君)

近藤聖君。

3 番 (近藤聖君)

ありがとうございます。16,000,000円くらいかかるということでしたけども、給食の無料化は葛巻はできるんじゃないかなと、今聞いてて思いましたけども、細かいことや、いろんな法の関係とか、その辺はちょっと分からないので、軽はずみなことは言えないんですけども、本来、給食の無償化というのは町ではなく国で推進すべきものではないかなという考えを持っています。ただ、学校給食法でいうと、食材と学校給食の設備その他にかかるのは自治体が払うと、それ以外の費用は保護者が払うという法律がちゃんとあるので、今それで当然なっていると思うのですが、実際には今、全国的にも無償化をしている自治体が出てきています。東北でも、ちょっと3、4年前の資料を見ただんですけども、20市町村くらいですかね、ちょっと、今、正確な数字出せないんですけども、資料を見たら、そういうふうに出ていました。岩手県内では、その当時の資料ではゼロだったのですが、どうも最近いろんな市町村で無料化に、あるいは一部無償化にしようじゃないかという動きがあるようですので、ぜひとも、いろんな、そういう情報と比較しながらですね、葛巻町で無料化の実現を、ぜひ町長さんにしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。これは、お願いです。

1項目めの方に戻ります。いくつか疑問、町民から疑問が寄せられているということを行いましたけども、今日はいくつか紹介したいと思います。町民の疑問のひとつなんですけども、町の事前調査をした結果、大丈夫だろうということで新庁舎を造る、地下に設備を造るということになったようなんですけども、想定外だということですから、それは仕方がなかったんだらうなと思います。ただ、町民がちょっと疑問に思っているのは、今度の工事会社は葛巻病院と同じ工事会社なんですね、葛巻病院で工事をしたときに、これは正確ではないんですけども、予期しない大変大きな石が出たと、それから、予想しない出水があったと、それで工事が遅れたというような記憶があるんですけども、たぶん難工事だったんだらうなと想像されます。そういう工事をしている工事会社は、そういう予想ができなかったんだらうかなと、地下に、そういう岩盤があったり、工事が難工事になるということではできなかったのかという疑問を、ちょっと町民は持っている、私もちょっと思っていますけれども、いろんな契約をしたり、工事会社との協議をするうえで、そういうことはなかったのでしょうか。単刀直入にいうと、工事会社は大丈夫だと思ってやっていたんでしょうか、お聞きします。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。葛巻病院の建設にあたっての大きな岩盤といいますか、石等々があったということが、今回の工事を進めるときに工事会社はということではありますが、まず、町の庁舎を整備する際に、地中熱の活用を図るというようなことの中で、それに併せた調査をさせていただきました。それと併せまして、今回の部分につきましては、地盤が6メートル以降、大変固い地盤であって、場所、場所によって、そういう状況というのが違うわけではありますが、そういう中で、今回の役場庁舎の建設にあたりましては、地下1階の関係になるわけではありますが、6メートル以降の中で予想しがたい地盤にあたりまして、そのことが結果として、その止水対策等々を進める設計の見直しといたしますか、そういう新たな見直しをして対策を講じますと270,000,000円の費用がかかるというような結果となったものでございまして、はじめの段階で、その役場の庁舎を建設する場所の状況というのは分からなかったことです。建設会社も分からなかったことだと、このように思っております。場所が違いますので。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

分かりました。専門的なことは私もちょっと理解できないというか、説明をいただいても、なかなか分からない部分ですけども。今回の錯誤の中身に、町は想定外だったということで、そうだったんだらうなというのは分かるんですけども、工事会社も同じよう

に錯誤だったのかなどということなんですね。工事会社も全然予想のできない、そういう状況、専門的なことは分からないけども、そういう状況だったということが理解できれば町民も、ああそうだったのかと落ちると思うんですね。そのところが、ちょっと不信感につながっていると思うので、今、そのことを追求しても答えは出ないと思いますので、新しく工事を進めていくうえでは、そのようなことが起きないようにですね、ぜひとも努力していただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

再質問の2点目ですけども、これも疑問の声として、私も思っていることですが、地下施設を造って、ホールの下が地下になって、全体の建物ができるということでしたけども、地下施設を造って、あそこは大丈夫だったのかというのがあったんですね、なんとなく話の中に。といいますのは、ちょっと私事みたいになってしまうんですけども、10年ほど前に下町地区で床下浸水がありました。実際に私の家も床下浸水になりました。原因は流雪溝に雪が詰まって水があふれたことでした。当時、新町や田の沢でも水があふれました。その経験から、それは流雪溝ですから雪が流れれば水は通るんですけども、もし、大雨が降って洪水があって同じ状況で水が流れてきたら、下町地区、その床下浸水した場所は今度できる新庁舎と同じ高さのところですよ。そういうところに地下を造って大丈夫だったんだろうかなという、そのことについて、設計をしたり、工事を進めるといううえで問題にはならなかったのでしょうかということをお聞きしたいんですが。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

先ほど前段にお話ありました、その業者が、それを分からなかったのかということについてでございますが、これについては設計に基づいて工事を進めていくという基本的な、設計に基づいて工事を工事会社が進める、そうしますと、設計に盛り込んでいる内容を実際に工事に入った時点で、それが対策として、やっぱり必要になってくるというのが、この工事だけではなくて、いろいろ工事をした場合には、そういう事例が多く出てきます。それは、設計会社の方で、さらに、その対策を講じながら進めていく対策、設計の見直しということになるわけですが、そういう手続きの中で進められるものでありますけれども、今回のケースは270,000,000円という多額の見直し、対策が必要であるということ等が、この要因は当初の設計の段階では予測がつかなかったといいますか、予測できなかった部分での工事の見直しということになりまして、これについては弁護士とも、そういう状況の中で相談いたしまして95条の、いわゆる予測がつかなかったことによる双方にその過失があるものではないという弁護士の指導のもとに、今回の95条による錯誤ということになったものであります。したがって、その業者が最初から分かっているとか、そういう内容のものではないということをご理解を賜りたいと思います。

それから、今回の、その浸水等の話であります。当町の場合、町内の至るところで

土砂災害、それから、警戒区域、それから、土石流の危険区域、さらには急傾斜地の危険箇所、それから、今お話ありますように、浸水想定区域などが町の、そういう県の指定といたしますか、そういう内容で指定されているという状況がございます。特に、今お話ありました、町全体として狭隘なところに山間を流れている川といたしますか、そういう状況が、地形的にどうしても、そういう地形、全体的に見た場合、そういう地形であります。特にも、また、今お話ありますように、町中心部におきましても急傾斜地がございます、そういう中での土石流の危険区域といたしますか、そういう区域であったり、あるいは浸水という形の中での指定されている区域もあるわけではありますが、これにつきましては、今回の新庁舎建設にあたりましても、その地域に、そういう指定があるから構築物はできないということではなくて、それにもレッドゾーン、イエローゾーンということで、段階的な規制をされているものであります。そういう中に、今回の役場庁舎の部分につきましては、急傾斜地といたしますか、そういう総合センター寄りの方でありますか、そういう中でのレッドゾーンも一部ございました。そういう中で、レッドゾーンの部分については、当然のことながら除外した形の中で進めなければならないというような中で、役場庁舎も病院側の方に、位置として考えながら進めてきているという経緯であります。このレッドゾーンは除いて、それ以外の部分等々につきましては、県の方の建築確認というのがあるわけではありますが、そういう中に、うちの方の役場庁舎を建設する場合に、そういう建築確認の、設計上、業者の方で手続きをとっていくわけではありますが、そういう手続きをとりながら進めてきて、ここまできているものであります。これまでの現設計の分につきましては、そういう中で、建築確認も県の承認も得て前に進めているというものでありますし、それから、そこまでいく過程の中で、様々な今お話ありましたような危険区域に入っている状況等も含めて、県の担当課ともいろいろと細部にわたって協議をしながら、そして、そういう中での安全を確認した中で前に進めているというのが実態でございます。そういう中で、その設計をし、そして、さらに県の建築確認も受けながら、この工事を、現設計の工事を進めるという考え方の中でできたわけではありますが、先ほどお話しましたような、途中での岩盤の対策が270,000,000円ということの中で、その中で設計を見直ししながら進めるということではありますが、今後の見直しにおいても、そういう中での県との様々な規制が入っている中での協議をしっかりとしながら、より安全な形の中に工事を進めていかなければならないと、このように考えているものでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

大変丁寧に説明をいただいて、その錯誤とかですね、想定外だったこととか、あるいは、その協議のことについては、よく分かりました。町民も理解できるんじゃないかと思えます。ただ、2点目、後ろの方ですね、洪水のことに関しては、これは、どちらかと言えば、そういう細かいことの根拠で言っているのではなくて、単純に心配なんで

すね。そして、不安なんです。ですから、やっぱり新しくできる我が町の、そのシンボルである庁舎が安心して安全で良いのができたというふうな、そういうふうに、みんな思いたいんだろうと思います。そういう気持ちから出ているもんだと思いますのでね、そういうことを今後、工事建築するときに、今の説明のとおり役場のいろんな事前のことは、もう十分、検討も重ね、いろんな法律的なことも十分クリアしてやってくださっているんだろうとは私も思いますけれども、そういう不安があるということを考えながら、次の計画を立てていただきたいなと思います。

もうひとつ、関連ですけども、同じことになりますが、今度の庁舎には総合センターも入りますから、おそらく避難所になると思うんですよ。避難施設にもなるんだろうと思います。そうすると、たぶん、もう計画されているんだと思いますが、さっき言ったような不安、水害の不安、あるいは土砂災害の不安、心配、そういうことに対して防災上の対策、対応というのは当然考えられているといいますかね、計画されていると思いますが、分かる分がありましたら教えてください。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

今回の施設整備にあたって、複合施設ということで、町民の利用ということの中での文化的な、あるいは図書機能と、多くの町民の利用の利便性を図りながらという観点での複合の施設になっているものであります。そういう中で、より、そういう対策、安全性といいますか、施設の安全性、そういったふうなものについての考え方でございますが、今回の具体的な対策といたしましても浸水、あるいは土砂災害等を想定しながらも、その被害の排水の対策、それから、外構整備、あるいは耐震の安全性等々であります。それを確保するための、その基準というものもございまして、そういったふうなもの等を設計の中でしっかりと盛り込んでいただくということにもしなければならぬと、このようにも思っておるところでありますし、それから、被害を軽減するという中での対策であります。電源の機械室等々であります。非常電源の確保でありますけれども、そういうもの等、あるいは災害時の対策本部の場所、あるいは事務機器等のサーバ一室等々であります。これらについても4階、5階に、そういう大事な、大事なといいますか、災害にしっかりと対応できる対策を講じるという観点の中から、4階、5階の方に、そういったふうな施設については考えているところあります。それから、住民の安全性といいますか、これらにつきましても、今後さらに庁舎内でも、そういう公共施設等々に係る住民の利用の際の安全性という部分については、この庁舎のみならず、しっかりと対応しなければならぬと、このように思っておりますので、これにつきましては早急に町としての対応の方向性も示しながら、住民からも安全に利用してもらえるように進めてまいりたいと、このように思っているところあります。

議長（中崎和久君）

近藤聖君。

3 番 (近藤聖君)

ありがとうございます。下町地区に私は住んでいる者ですけども、同じ町内の人に時々話すときに、どこに逃げたらいいんだと、よく話題になります。結局、新しい庁舎ができる、私たちは、たぶん、そこが避難所になるんだらうなという話題になることもありますので、その場所が、やっぱり一番安全であることが有り難いことで、そして、安心できることでありますので、ぜひともですね、そういう防災に関しては優先的にいたしますかね、一番心を配っていただきたい、どちらかと言えば、頑丈で、そして、いろんな事態を想定して、どんなことがあっても、そこへ行ったら大丈夫というふうな、そういうふうな、ぜひ役場にしていいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと1点だけ、ちょっと意見といいますか、これは私の意見といたらいいでしょうかね、工事取り消しまでにかかった工事代金、必要経費といいますか、必要な支出が24,000,000円ほど発生したという説明がありました。それは分かったんですけども、5月議会の行政報告と広報6月号のお知らせでは、そのことについては触れられておりません。議会では説明がありましたし、岩手日報の報道には載っていました。ですが、町長の説明の中には、そのことには触れられていなかったんです。分かることなのでいいかもしれないけども、私としては町民に、この支出についても金額を明示し、お知らせするべきではなかったかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

議長 (中崎和久君)

副町長。

副町長 (觸澤義美君)

お答え申し上げます。今回の中で工事費のかかる部分、無効という観点の中での負担の関係であります。その中で不当利得といいますか、今まで、その工事をするために進めてきた費用の中でも、特に次の工事に移行して、それが成果として活かされるといいますか、そういう部分の不当利得という部分がありますが、20,000,000円ほど、そして、また、そのほかに、その業務として監理業務、あるいは一般管理といいますか、現場監理、そういったふうな部分としての11,000,000円ほどでございます。23,000,000円ほどになっているわけですが、これまでの段階で町民にその部分はなかったということですが、これにつきましては、特に、何といいますか、意図的に載せなかったということではございませんので、この住民に対する周知については検討させていただきたいと思います。

議長 (中崎和久君)

近藤聖君。

3番（近藤聖君）

私も意図的だとは思っておりませんが、金額もきちんと示して、しょうがないという言い方は変ですけども、やむを得ず、こういう結果になったので、このくらいかかりましたよということは説明されたら、もっと丁寧だったのではないかなということまで今お聞きしました。ぜひ今後そういうふうにされたら、いかがかと思います。これ以上は結構です。

最後にですね、今回の事態について、議員になってからということもあるんですけども、町民から疑問とか不安とか、私の方に寄せられたんですけども、そういう町民の声というのは、新庁舎に対する町民の期待の裏返しでもあると思うんですよ。みんな期待していると思うんですね。ですから、いろんな意見や要望が出てくるというのは、ある意味、町政への参画意識の表れといえますか、やっぱり自分たちの役場を、自分たちの意見が通って、こういうふうにできてほしいという、そういうふうな気持ちがあることは、とても良いことではないかなと私は思っています。そういう町民の参画意識があって、初めて民主主義というのは成り立つものだと思うので、町の施設建設とか町民に関わる事業を進めるときには、そのような町民の声や意見をぜひ大事にさせていただいて、じっくり収集して、活かしていただきますようお願いしたい。それから、今後、事業の進展、変更について、やはり、その都度ですね、可能な限り早めに丁寧に町民に報告、説明をしていただくことを、ぜひお願いしたいと思います。最後にお願いですけども、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

ここで、2時40分まで休憩します。

（休憩時刻 14時23分）

（再開時刻 14時40分）

議長（中崎和久君）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を続けます。

4番、山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

山崎です。質問をさせていただきます。はじめに、全国的な新型コロナウイルスの流行によりまして、地域住民の生活様式が変化を余儀なくされている中におきまして、町当局、担当の皆様には、その対応のために献身的な職務遂行、誠にご苦労様です。敬意を表しますとともに御礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、質問を1点させていただきます。地域の防災態勢について伺います。防災の施策につきましても、本町は地域住民の安全・安心の向上のために、災害対策基本法を踏まえ、また、近年、全国各地で頻発する自然災害による被害の状況を勘案しまして、きめ細やかな防災施策を計画的に講じてきていると思っております。そして、また、こ

れら防災の計画や防災の態勢につきまして、町内各地域との防災訓練の実施など、地域との防災連携の取り組みを通じて、防災対策の実効性を高めることに努めてきたと認識しております。そこで、今後の地域の防災態勢の取り組みにつきまして、次の3点を伺います。1点目は、避難所の整備、拡充について伺います。特に、地震被害対応の場合に、指定をされている43地区の避難所、その中でも、老朽化が進んでいる施設につきまして改修を進めるお考えがあるか、また、新たな施設について整備を図っていくお考えがあるか伺います。2点目は、在宅避難の位置づけについて伺います。災害の状況によっては、自宅など在宅での避難も考えられると思います。そのような場合に、在宅避難者が避難所へ避難をした避難者と同様な支援を受けることができるように、避難区分を明確化するお考えがあるか伺います。3点目の質問は、町と地域との役割分担について伺います。婦人消防協力隊など自主防災組織、自治会などが行う災害救援活動の中で、炊き出し支援など重複する内容の活動につきましては、今後どのように調整を図っていくお考えなのか伺います。以上、地域の防災態勢につきまして3点を伺います。

議長（中崎和久君）

町長。

町長（鈴木重男君）

ただいまの山崎議員の質問に、お答えをいたします。ご質問の地域の防災態勢について、お答えをいたします。1点目の避難所の整備、拡充についてであります。現在、避難所につきましては、町地域防災計画において、施設、場所を指定しておりますが、発災前からの一時的な避難先として指定緊急避難場所を指定しており、各地区センターや自治会公民館など38施設としております。また、発災後における長期的な避難先として指定避難所を指定しており、学校、総合センター、社会体育館、社会福祉施設など23施設を指定しているところであります。避難場所、避難所に指定している施設につきましては、ほとんどが普段から利用されている施設であり、有事の際における使用については特段問題がないものと認識しておりますが、指定避難所の一部施設については、廃校となった校舎、体育館を活用していることから、経年経過による施設、設備の老朽化が進んでいることは理解しているところであります。一方で、避難場所、避難所の指定につきましては、町地域防災計画において地域の実情に応じ、地区ごとに避難場所等を指定するとともに、必要に応じて随時見直しを行うとしており、老朽化した施設につきましては、日常的な利用がない施設であることなどを総合的に勘案しますと、使用に耐えられなくなった時点で指定を解除する予定であります。

また、新たな施設整備の考えについてであります。今後のインフラ整備の状況を踏まえて、必要に応じて避難場所、避難所の指定について検討していくこととなりますが、現時点で想定される施設としましては、葛葉荘付近に整備を予定しております高齢者向けの施設を新たに避難場所、避難所として指定することとなると思われます。そのほか、新たな施設整備ではありませんが、高齢者や妊産婦などの要配慮者向けの避難所として、今年度新たに福祉避難所を指定することとしており、保健センターやデイサービスセン

ターなど町内6施設の施設管理者と調整を進めているところであります。

次に、2点目の在宅避難の位置づけについてであります。最近の全国的な災害の状況を鑑みますと、短時間で急激に状況が変化する災害が増えており、特に豪雨時には土砂災害、洪水災害などの発生が危惧され、避難行動に危険が及ぶ状況が想定されることから、災害の状況により避難行動や避難場所を変えるための情報を、昨年度、全戸に配布した防災マップに掲載し、周知させていただいているところであります。防災マップには、避難行動の種類、安全確保行動を掲載しておりますが、避難行動の基本は、立ち退き避難、水平避難とし、移動することが既に危険な状況にある場合は屋内安全確保、垂直避難を勧めており、在宅避難もこの屋内安全確保のひとつに含まれるものであります。また、今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、今後の避難所の開設、運営について、過密状態を避け、感染症対策に万全を期していくことが重要となってくるものであり、避難所の分散、あるいは在宅避難などへの対応を進めていくとともに、災害や避難の状況に応じた適切な支援やサービスが提供できるよう体制の整備に努めてまいります。

次に、3点目の町と地域の役割分担についてであります。災害発生時には、消防団をはじめ婦人消防協力隊、自主防災組織、自治会などと町が連携し、災害救助活動はもとより、炊き出し、避難所の開設、運営など相互に連携、協力しながら対応していかなければならないと思っております。また、災害の規模によっては、他の行政機関、医療機関、災害ボランティア等の外部支援者等の協力を得ながらの対応となるものでもあります。そうした中、有事の際にスムーズな連携、協力を展開していくためには、それぞれの組織における役割と、その活動について明確化し、共通の認識を深めておくことが大事であり、その活動指針となる避難所設置・運営マニュアルなどの整備が必要と認識しております。このことから、自治会、自主防災組織などと連携、協力しながら、人員の適正配置や支援活動の負担の平準化、重複防止などの調整を図ったマニュアル等を早期に作成し、有事に備えてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

お答えありがとうございました。まず、避難所の整備、拡充に関係してでございますが、はじめに避難、車の利用に関わる部分になりますが、災害の状況や、指定をされている避難所の状況によっては、避難場所を自宅の敷地内や路上に私有車を駐車して、自動車の中で避難する場合も出てくるのではないかと。防災計画には自動車の利用は自粛するということになっておりますけれども、自動車の中で避難する場合も将来出てくるのではないかと。また、町外から本町を訪れている間に災害に遭う場合も、可能性としてはあるのではないかと思います。このような災害の状況の場合、自宅敷地では被害を受ける可能性もありますし、また、路上での長期間の駐車は緊急自動車の通行や救援活動に支障を与えるおそれもあります。そこで、車の中で避難をする場合のために、長期間の

駐車が可能な避難車両の駐車地域、これを指定してはどうかと思いますが、どのようにお考えでしょうか、伺います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。避難行動の在り方につきましては、危険な場所にいる方については避難をすること、これが原則になるわけですが、安全な場所にいる方まで避難所に行く必要はないということ、それから、安全な親戚、あるいは知人の方への避難を考えてみることに、そのうえでやむを得ない場合には、安全な場所での車中泊、このことも考える必要があると考えてございます。このようなことから、必ずしも町が指定する避難所だけが推奨されるものではないことから、自家用車などに避難されるケースも十分に考えられるものとなっております。重要なことは、安全な場所へ避難することです。町で防災マップで土砂災害や洪水災害の危険性の高い区域を事前に十分にご確認いただくことを、さらに周知をするということとともに、安全性が確保される駐車スペース等につきましては、情報を整理しまして、町民の皆様へ今後お知らせしてまいりたいと考えてございますが、例えば食事、トイレ、また、お風呂等が提供できる場所としましては、くずまき高原牧場ですとか、運動公園の駐車場などを想定しているものでございまして、この施設につきましては、ハザードマップの中では土砂災害等の区域には入っていない場所でございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

今、駐車地域のお話がありましたのですが、この屋外での避難になるわけですが、車での避難できる住民の方、今お話にありましたように、その牧場の地域とかありました。これを検討する場合に、その施設の近傍に備蓄倉庫を設置するのはどうでしょうか。避難者支援の迅速化が図られると思いますけれども、このことについては、どのように考えるでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。備蓄倉庫につきましては、現在、現時点では役場内の場所です。2棟ほど備蓄倉庫を設置してございまして、その中には寝袋ですとか、水、食料等を備蓄してございます。今、議員ご指摘のございました、例えば牧場でありますと

か、運動公園につきましてもですね、今後、車中泊等を想定した中で、備蓄倉庫等の設置についても検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

今後の検討に期待をいたします。次に、避難所についてでございます。老朽化の進む避難所については、先ほどお答えがございました。すべてを含めまして、避難所の維持、整備、それに関わる計画についてであります。避難所の現状といたしましては、感染予防対策が今まで以上に必要となりました。また、高齢者の方にとっては、やはり遠距離の避難が困難ではないかと思えます。今現在、住んでいる近傍に安全な避難所が望ましいことは、もちろんでありますけれども、避難所内には、お話にありましたように、避難者同士の仕切りの資材、それから、お互いの距離、間隔がとれる広さ、また、トイレなどの充実が必要になってくるのではないかと。町の面積、町の広さは、おおよそ20キロメートル四方の広さでありますけれども、町内のそれぞれの地域の中で、指定避難所に代わる代替の建物がない地域では、やはり避難所の安全維持は安心・安全に関わりますので、その維持、管理は当然のことながら重要でございますが、避難所の維持、整備の計画と逐次の見直し、これも実施されているとは思いますが、先ほどの感染対策等も含めまして、さらに計画、それから、見直し等も必要となってくると思えますが、避難所の維持管理に関わる計画の考え方については、どのようにお考えでしょうか、伺います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。町内の避難所につきましては、必ずしも、すべての種類の災害、こちらに対応できるものではございませんで、例えば土砂災害警戒区域ですとか、浸水想定区域内に位置している施設を避難所としているケースも実際はございます。そのために、避難の際には災害の種類や状況によりまして、避難する場所を選択しなければならないことから、防災マップにおきましても、避難所の情報として、対象とする災害の種類、こちらを一覧でお示しをしているところでございます。このようなことから、お住まいの地域の危険性が高い場合につきましては、例えば、その地域を離れて、より安全な場所に避難をしていただけるような対策、こういったものも講じてまいりたいと考えてございます。また、今般のウイルス感染症予防の観点から、場合によっては3密を避ける手段といたしまして、最初から収容可能人員が多く避難者同士の間隔がとれる広さのある、例えば第2避難所等に直接誘導することも考えてございます。それから、加えまして、役場職員のマンパワーの部分でございますが、国の指針等によれば、数多

くの避難所の設置というふうな指示も出ておるわけですが、数多く避難所を設置した場合に、そのマンパワー、役場職員限られた数の中、一般職はもちろんです、今回の場合は保健師等専門職が避難所対策にあたるということも十分想定されます。そういった数に限りがありますことから、災害の状況によりましては、より大きな避難所等に避難者を集約というか、集まっていたくことも想定しなければならないと考えてございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

災害は多種多様、それから、予測のつかないところも実のところ大きいわけですが、やはり、今お話がありましたのですが、集約するような流れの中で避難していただく。その中で、例えばですね、当初から避難できる方と、とりあえず自宅の危険を避けるために、近くの場所へ避難をする。避難所があれば、そこに当然行くと思います。そうした場合に、その避難所、やっぱり整備、それから、維持に関わってくるところですけども、例えば、そういったところで不十分な箇所、スロープとか、それから、高齢の方の転倒防止の取っ手とかですね、そういった部分については早期の対応は可能かと思うんですが、こういった、それぞれの現在ある避難所についての維持管理、これについては、どのように考えているんでしょうか、伺います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。議員おっしゃるとおり、例えば車椅子の方、スロープが必要な方もいらっしゃると思ってございます。そういった改修も考えなければならないわけですが、例えば直近に、そういった事態になった場合ですね、例えばですが、保健センター等に緊急の場合は避難をしていただくというふうなことも視野に入れながら検討してまいりたいと考えてございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

検討に期待をいたします。それでは、次に在宅避難の位置づけについてであります。避難区分に応じた検討を進めるというお話を伺ったところでございます。避難所以外への避難のところではありますが、その支援態勢の整備、例えば避難所の場合ですと、避難できる場合ということで計画があるわけですが、誰でもということではなくて、細かく

計画に記載されていますけれども、そういった避難所の対応と同様な在宅避難、あるいは車での避難につきましても避難者という認定の要件とか、それから、避難者の支援の期間とか、確か避難所では7日間であったと思うんですが、そういった態勢整備も必要となってくると思うんですが、このことにつきましては、どのようにお考えでしょうか。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。避難所の密を避けるために、町が指定する避難所だけではなく、各自で安全な避難場所、例えば、先ほども申し上げましたが、親戚あるいは知人の家などへの避難など、新たな考え方が国のガイドライン等でも示されてございます。このようなことから、地域防災計画におきましては、このような方々を在宅避難者等として明確に位置づけまして、人数や必要とする支援などを早期に把握し、必要な対策を講じることとしてございます。具体的には、集落を巡回しましての物資、それから、食料の支給ですとか、あるいは生活支援に関する重要な情報提供、こういったものができる体制の整備に努めてまいりたいと考えてございます。以上です。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

それでは、次にお尋ねいたします。地域との役割分担に関わるところでございますが、婦人消防協力隊についてでございますが、協力隊員の定員割れや隊員の確保、年々難しくなりつつあるようでございます。また、協力隊員の中には、町や地元でのボランティアの方もおられるようであります。災害救援などの活動の中に、ほかと重複する部分につきましましては、マニュアル等の作成を今後進めていくとのお話がございました。婦人消防協力隊との役割分担、このことは町の方から働きかけをして、その重複する部分を図っていく、その取り組みの進め方について、どのようにお考えか伺います。

議長（中崎和久君）

総務課長。

総務課長（服部隆行君）

お答えを申し上げます。避難所を開設する場合に、円滑な運営につなげるためには避難所運営のためのマニュアル、先ほども話がありましたが、こちらを事前に準備しておきまして、関係者間で共通認識を図りながら有事に備える必要があると考えてございます。当町におきましては、その避難所運営マニュアルの作成にまだ至っておりませんので、今後、早急にマニュアルを作成するとともに、これに基づいた訓練等でシミュレー

ションを行いまして、その実効性を検証してまいりたいと考えてございます。なお、このマニュアルについてでございますが、先の新聞報道によりますと、岩手県におきましても、市町村のマニュアル作成の基となるもの、県としてのマニュアルの作成を7月中に策定を予定しているというふうな報道もございました。これと併せまして、町におきましても、県の担当課とですね、緊密に連絡をとりながら、同時進行のような形で、平行してですね、このマニュアルの作成に努めてまいりたいと考えてございます。それから、このマニュアルによりまして、行政と地域の支援活動の重複の部分でございますが、マニュアルに基づいた役割分担を整理すると、先ほどお話ありました、婦人消防協力隊などの地域団体につきましては、人口減少、それから、高齢化などの現状を十分に踏まえたうえで、過度な負担が及ばないようにですね、支援体制の構築を図っていかねばならないと、現在考えてございます。以上でございます。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

期待をいたします。ここまで地域の防災態勢について伺ってまいりました。これまで発生した災害を見ますと、絶対安全というのはないというのが実感であります。冒頭に触れましたが、新型コロナウイルスの影響を考えますと、これからの防災行政、複合災害が心配をされます。2011年の東日本大震災では、宮城県名取市の舘越小学校体育館避難所、インフルエンザの感染拡大、また、2016年の熊本地震では、熊本県南阿蘇村南阿蘇中学校体育館避難所ではノロウイルスの集団感染があったようでございます。このような複合した災害の防止を図ることは、防災対策を進めるうえで重要な要因となってきていると思います。そこで、最後に、今後の町の防災の取り組み、予防対策、応急対策、全般に関わりますが、その基本的な考え方を伺います。

議長（中崎和久君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答えを申し上げます。今回の新型コロナウイルスの感染拡大によりまして、災害時の避難所の運営が本当に課題となっているところでありますが、避難所という密になりやすい空間の中で、避難者はもちろんであります、避難所を運営する職員、あるいはスタッフの感染防止にも配慮しなければならないという、そういう中での徹底した防止対策をすることが極めて大事であると、そのように考えております。そういう中で、今、国の方でも示しているわけではありますが、新型コロナウイルスの感染対策としては、大きく7項目といたしますが、これが示されておまして、1つには、可能な限り多くの避難所を開設していくという、それから、避難者の健康状態の確認、それから、手洗いであったり、あるいは咳等々エチケット等の基本的な対策の徹底であります。それから、避難

所の衛生環境の確保、さらには十分な喚起の実施、それぞれのスペースをしっかりと確保するというところでありますし、それから、発熱あるいは咳等の症状が出た避難者については、専用のスペースを確保することが求められているものでありますし、それから、避難者から発症者が出た場合の、そういったふうな場合の対応というのが、これから、しっかりと備えていかなければならないというような状況、そのように認識しているところであります。

そういう中で、当町におきましては、内閣府が今示しております、感染対策に配慮した避難所開設、あるいは施設の運営訓練と申しますか、そういったふうなガイドラインを示しておりますので、そうしたガイドラインに沿った訓練等を今後、手順あるいは課題等を確認しながら進めていかなければならないと、このように思っておるところであります。また、これに併せましてであります、避難所の開設、運営にあたっては、自主防災組織のそういう方々の協力を得ること、そして、もちろんであります、住民の、そういう皆さんの理解と協力を得ながら進めていかなければならないと、このように考えておりますので、情報の共有を図りながら、連帯体制、連携体制をしっかりと構築してまいりたいと、このように考えているものであります。

そういう中で、併せまして、感染対策の物品といたしましても、消毒液あるいはマスク、それから、体温計、簡易のベッドは既に必要と思われまますので、一定の数を確保しておるところであります、先ほどお話ししましたように、室内のスペースを区切るという申しますか、そういう中でパーティション等、あるいは外部に必要な活動をするスペースということで、エアテントにつきましては、今、購入の手続きをとっておるところで、そういう設備等々、備品についても対応しながらということでございますが、具体的には今度、8月30日に町の総合防災訓練があるわけではあります、できるだけ今回の課題となっております、そういう対策も取り入れながらであります、そのコロナ対策を配慮した訓練にしていまいりたいと、このように考えておりますし、また、特にも町の職員につきましては机上での、そういう訓練等もしながら、準備を進めてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

議長（中崎和久君）

山崎邦廣君。

4番（山崎邦廣君）

今後の対応に期待をいたします。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（中崎和久君）

これで、一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

お諮りします。議事の都合により、明日7月7日から9日までの3日間を休会としたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、7月7日から9日までの3日間を休会とすることに決定しました。

なお、7月7日は、議案審査のため、輝くふるさと常任委員会を開会しますので、お知らせいたします。

本日は、これで散会します。ご苦勞様でした。

(散会時刻 15時17分)